

平成30年11月宮崎県定例県議会  
商工建設常任委員会会議録  
平成30年11月28日～29日

場 所 第5委員会室

平成30年11月28日(水曜日)

推進プランの改定について

午前9時55分開会

- ・入札参加資格取消及び等級区分の昇級について
- ・県管理河川の洪水浸水想定区域の見直しについて

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 議案第5号 宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 工事請負契約の締結について
- 議案第7号 工事請負契約の締結について
- 議案第8号 工事請負契約の締結について
- 議案第9号 工事請負契約の締結について
- 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第18号 県道の路線廃止について
- 議案第19号 県道の路線認定について
- 議案第22号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)

出席委員(8人)

委員 長	後藤 哲朗
副委員 長	新見 昌安
委員	坂口 博美
委員	星原 透
委員	中野 一則
委員	黒木 正一
委員	満行 潤一
委員	有岡 浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について(別紙2)
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
  - ・県内経済の概況等について
  - ・みやざき産業振興戦略の改定について
  - ・自衛隊宮崎地方協力本部との「退職自衛官等就職支援協定」の締結について
  - ・宮崎県観光振興計画の改定について
  - ・みやざきグローバル戦略及びみやざき国際化

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局 長	藪田 亨
調整審査課 長	奥野 厚子

商工観光労働部

商工観光労働部長	井手 義哉
商工観光労働部次長	中原 光晴
企業立地推進局長	亀澤 保彦
観光経済交流局長	酒匂 重久
部参事兼商工政策課長	小堀 和幸
経営金融支援室長	石田 渉
企業振興課長	藤山 雅彦
食品・メディカル産業推進室長	山下 栄次
雇用労働政策課長	木原 章浩
企業立地課長	温水 豊生
観光推進課長	岩本 真一

スポーツランド推進室長 丸山 裕太郎  
オールみやぎ営業課長 高山 智弘  
工業技術センター所長 野間 純利  
食品開発センター所長 柚木崎 千鶴子  
県立産業技術専門校長 小田 博之

県土整備部

県土整備部長 瀬戸長 秀美  
県土整備部次長  
(総括) 阪本 典弘  
県土整備部次長  
(道路・河川・港湾担当) 蓑方 公  
県土整備部次長  
(都市計画・建築担当) 松元 義春  
高速道対策局長 中尾 吉宏  
管理課長 弓削 博嗣  
用地対策課長 河野 和正  
技術企画課長 大坪 正和  
工事検査課長 川野 福一  
道路建設課長 中村 安男  
道路保全課長 廣前 秀一郎  
河川課長 石井 剛  
ダム対策監 杉本 一隆  
砂防課長 矢野 康二  
港湾課長 江藤 彰泰  
空港・ポート  
セールス対策監 横山 義仁  
都市計画課長 米倉 昭充  
美しい宮崎づくり推進課長 森 英彦  
建築住宅課長 志賀 孝守  
営繕課長 宮里 雄一  
設備室長 横山 浩二  
高速道対策局次長 林 謙二

事務局職員出席者

政策調査課主幹 花畑 修一

議事課主査 本田 雄毅

○後藤委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時56分休憩

午前9時57分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○藪田労働委員会事務局長 おはようございます。労働委員会事務局でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、労働委員会事務局の平成30年度11月補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の平成30年度11月補正の歳出予算説明資料、追加分のほうになりますが、議案第22号の中の労働委員会と書かれたインデックスのところをお開きいただきたいと思います。ページで申し上げますと、287ページでございます。

左から2番目の補正額の欄でございますけれども、今回37万2,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄になりますけれども、1億701万9,000円となります。

次に、291ページをごらんいただきたいと思  
います。

今回、お願いしております補正は、表の一  
番下の段の(事項)職員費になりますけれど  
も、これは人事委員会勧告に基づきます職  
員の給与改定に伴う人件費の増額補正で  
ございます。

主な補正の内容といたしましては、給料等  
の月例給を平均で0.15%引き上げるもの  
、それから特別給である勤勉手当が0.05  
月の引き上げとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく  
お願いいたします。

○後藤委員長 労働委員会事務局長の説明が  
終了しました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、その他で何かあり  
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして  
、労働委員会事務局を終了いたします。執行  
部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

---

午前10時1分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等につ  
いて、商工観光労働部長の説明を求めま  
す。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全  
て終了した後にお願いいたします。

○井手商工観光労働部長 おはようござい  
ます。商工観光労働部でございます。どうぞ  
よろしくお願いたします。

本日は、お配りしております常任委員会資

料表紙下の目次にありますとおり、平成30  
年11月定例県議会提出議案及びその他報  
告事項について御説明をいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、資料の1ページをお開きいただ  
きたいと思います。

今回、提出しております商工観光労働部  
の関係議案の概要についてであります。

まず、一番上、議案第1号「平成30年度  
宮崎県一般会計補正予算(第4号)」は、宮  
崎県機械技術センターの指定管理者の指  
定に伴い、債務負担行為を追加するもので  
あります。

次に、その下、議案第5号「宮崎県中小  
企業者等向け融資に係る損失補償に関する  
条例の一部を改正する条例」は、産業競  
争力強化法の改正に伴い、同法を引用す  
る関係規定の改正を行うものであります。

次に、議案第13号「公の施設の指定管  
理者の指定について」でございますが、宮  
崎県機械技術センターの指定管理者の指  
定を行うものであります。

なお、今回の指定に伴い、先ほど御説  
明しました議案第1号によりまして、債務  
負担行為の追加を合わせてお願いするもの  
でございます。

続いて、議案第22号「平成30年度宮  
崎県一般会計補正予算(第5号)」は、人  
事委員会勧告に基づく職員の給与改定に  
伴う人件費について、追加補正を行うもの  
であります。

この結果、商工観光労働部の一般会計  
歳出予算は、表にありますとおり、補正前  
の額485億9,965万5,000円に補  
正額879万3,000円を増額し、補正後  
の額が486億844万8,000円となり  
ます。

議案の概要は以上でございます。

委員会資料表紙にお戻りいただきまし  
て、もう一度、下の目次をごらんいただ  
きたいと思

ます。

その他報告事項につきましては、ここにございますように、県内経済の概況等についてなど、5件について御報告させていただきます。

議案及びその他報告事項の詳細につきましては、担当課長、室長から御説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○後藤委員長 商工観光労働部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○石田経営金融支援室長 お手元の委員会資料2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号「宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例」の概要について御説明を申し上げます。

今回、改正をお願いしております条例につきましては、県の制度融資を利用した中小企業者等で、債務の償還が不能となった際に、信用保証協会が代位弁済を行い、県が損失補償を行う場合がございますが、当該中小企業者等について、その事業再生の円滑化を図ることを目的といたしまして、平成21年3月に条例が制定されたものでございます。

まず、1の改正の理由でございますけれども、産業競争力強化法が改正されたことに伴いまして、本条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、2、改正の内容でございますが、この条例で引用する産業競争力強化法の条番号が改正されたため、法改正後の条項に改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

私からの説明は以上でございます。

○藤山企業振興課長 続きまして、委員会資料の3ページをごらんください。

議案第1号関係、議案第13号「公の施設の指定管理者の指定について（宮崎県機械技術センター）」であります。

このことにつきましては、本年6月の常任委員会におきまして、募集期間や選定基準など、募集方針の概要等を御説明したところでございますが、今回、指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法及び公の施設に関する条例の規定によりまして、県議会の議決を求めるものでございます。

まず、1の施設の概要であります。宮崎県機械技術センターは、主に県北地域の機械金属工業の振興を図るため、昭和54年に公の施設として延岡市に設置し、機械設備の利用や技術指導等の支援を行っているものであります。現在の指定管理者は公益財団法人宮崎県機械技術振興協会であり、指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日、本年度末までの5年間あります。

次に、2の次期指定管理候補者であります。現在の指定管理者であります公益財団法人宮崎県機械技術振興協会であり、3の指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間あります。

次に、4の選定概要について御説明します。

(1)の公募の状況につきましては、平成30年7月5日から9月6日まで募集を行い、応募は宮崎県機械技術振興協会の1団体のみでありました。

次に、(2)の指定管理候補者の審査方法の①の審査の流れについてであります。

まず、表の一番上の段、書類審査としまして、申請書類に基づきます資格審査を企業振興課に

において実施し、次に中段、外部委員で構成します指定管理候補者選定委員会において、応募者からのプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施いたしました。

さらに、一番下の段、指定管理候補者選定会議におきまして、選定委員会の審査結果と、センターの所管課であります企業振興課の評価結果を照らし合わせまして、最終的に県が指定管理候補者を選定したところでございます。

4ページをお開きください。

先ほど説明した選定委員会及び選定会議におけます委員の構成につきましては、②及び③のとおりでございます。

また、④の選定基準・審査項目・配点につきましては、「住民の平等な利用の確保」から、5ページにわたりますが、「地域への貢献等」まで、5つの項目につきまして審査を行ったところであります。

次に、(3)の審査結果でございますが、まず①の選定委員会による審査結果につきましては418点でありまして、委員5人の配点合計500点満点の6割であります300点の最低基準点を満たしたところでございます。

次に、②の選定会議による審査結果でございますが、企業振興課の採点結果は100点満点中82点となっております、これも最低基準点を満たしております。これを踏まえまして、選定会議では、選定委員会の審査結果と照らし合わせ、選定委員会の審査内容に相違がなく、適正と確認したところであります。

次に、③の選定理由でございますが、1つ目といたしまして、事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。

2つ目といたしまして、選定委員会及び選定

会議の審査結果がともに最低基準点を満たしていること。

3つ目といたしまして、事業計画におきまして、ICT分野の技術支援体制の強化など、ごらんのとおり施設の利活用促進に向けた新たな提案がなされており、いずれも実現可能性が高いと認められることとでございます。

最後に、5の指定管理料についてでございますが、指定管理料の提案額につきましては、ごらんのとおり、平成31年度が5,966万2,000円、5年間の総額で2億9,486万7,000円でございます。

お手数ですが、委員会資料の1ページにお戻りください。

一番上の議案第1号「平成30年度一般会計補正予算(第4号)」でございますが、指定管理者の指定に伴いまして、債務負担行為の追加が生じますことから、債務負担行為の限度額の設定をあわせてお願いをするものでございます。

債務負担行為の期間としましては、平成30年度から35年度までとしておりますが、これは次期指定管理期間であります平成31年4月1日から同センターの管理運営を円滑に始めるために、議会議決後、今年度中に次期指定管理者と基本協定を締結するなど、準備を進めるためでございます。限度額は、先ほど御説明しました指定管理料の提案額と同額の2億9,486万7,000円でございます。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小堀商工政策課長 続きまして、議案第22号、追加補正案につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の6ページをお開きください。

議案第22号は、人事委員会勧告に基づきます職員の給与改定に伴う人件費の補正でございます。部内各課でございますが、一括して御説明い

たします。

今回の主な補正の内容といたしましては、給料等の月例給の0.15%の引き上げ、勤勉手当の0.05月の引き上げなどとなっております、商工観光労働部の補正額は、表の右から2列目の一番下にございますとおり、879万3,000円の増額補正をお願いいたしております。この結果、人件費の補正後の額は、表の一番右の一番下になりますが、17億3,890万8,000円となります。

説明は以上でございます。

○**後藤委員長** 議案に関する説明が終了いたしました。

質疑をお願いします。

○**有岡委員** 企業振興課のほうの5ページにございます審査結果、100点満点の82点ですが、この中で応募団体が1団体ということで、競争原理も働かない中で、サービスの維持をしていくのはなかなか大変だろうと思っておりますけれども、もし課題があるとしたら、どういった部分をもう少し改善すべきなのかという検討をされたかどうか、82点の中身というんでしょうか、そういったものがわかれば、まずお尋ねしたいと思えます。

○**藤山企業振興課長** 点数としまして82点でございますが、おおむね良好な点数だと考えております。課題といたしましては、設備の充実ということがアンケートでも書かれておりますので、企業が求めるような設備等をさらに充実していくことも課題だと考えております。

○**有岡委員** この中でソフトウェア等の新規の導入とか、イニシャルコストというんですか、導入時にコストがかかるわけですが、そういったものについては、例えば金額があつて、それ以上については行政で導入支援をすとか、修繕であれば、こういった分野、これ以上につ

ては行政で修繕をすとか、そういったルールが契約の中であると思うんですが、そこを詳しく教えていただければと思っております。

○**藤山企業振興課長** 大規模な修繕等につきましては、もちろん県のほうで負担をするようにしております。それ以下の軽微なものにつきましては、それぞれ指定管理者と話し合いまして、協議の上で決めることとしております。

○**有岡委員** 例えば、先ほど申し上げた最新のソフトウェア等の導入をする際には、かなりコストがかかるのではないかとと思うんですが、そういった場合には当然行政のほうで導入時の負担をして、運用していただくということによりいいんでしょうか。

○**藤山企業振興課長** 今回の提案につきましては、指定管理の中で指定管理者が独自に入れるということで考えておりまして、金額的にはそれほど大きなものではないと考えております。

○**有岡委員** わかりました。

○**中野委員** このセンターは延岡市にあつて、理事長も延岡の市長ですが、これを利用する範囲は県北と言われたけれど、延岡周辺だけなんですかね。県南にも利用する人たちがいるんですか。

○**藤山企業振興課長** 特に制限はしておりませんので、県南地域でも利用することについて問題はないんですが、ちょっと距離的に離れておりますので、県南地域につきましては佐土原にあります工業技術センターのほうが大體所管をしていると考えております。

○**中野委員** 何か地域性のあるセンターみたいですが、こういうのは延岡市に払い下げはできんのですか。

○**藤山企業振興課長** そもそも延岡市のほうに機械工業が多いということで、そういう施設が

欲しいという要望のもとにつくりました。払い下げというお話がございましたけれども、今のところは公の施設としてしか考えておりませんが、そういうことでいろいろな形で要望がございましたら、また考えていきたいと考えております。

**○中野委員** 特に、一地域に特殊性のあるセンターで、県南とか、ほかが利用しないのであれば、県北の日向・延岡地区が新産業都市ですから、あの付近で何か事業をして、それを県が支援する形で、ちゃんと独立というか、向こうのものでやったらどうかと思ったんですよね。今後の検討課題にしてください。

**○後藤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○後藤委員長** それでは、議案に関する質疑を終了いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

**○小堀商工政策課長** 商工政策課からは、報告事項が2件ございます。常任委員会資料の7ページをお開きください。

県内経済の概況等についてでございます。所管する所属が複数ございますが、一括して御説明させていただきます。

まず、1の総論についてでございますが、このページの表は、4つの機関の経済概況報告を時系列で記載いたしております。左から、日銀宮崎事務所、宮崎財務事務所、宮崎県統計調査課で、この3つが本県経済に関するものに、一番右側が内閣府の月例経済報告で、全国の状況となります。また、表中の矢印は、前期と比較いたしまして、上向きか、横ばいか、下向きかをあらわしたものでございます。

本県の状況といたしましては、これまでと同

様な状況が続いております。表の左下、日銀宮崎事務所をごらんいただきますと、景気は緩やかな回復が続いているとされております。

8ページをお開きいただけますでしょうか。

ここからは各論になりますが、まず(1)個人消費の百貨店、スーパーの販売額であります。

表にありますとおり、8月は、全店ベース、既存店ベースで、ともに前年同月比マイナスとなっております。宮崎財務事務所の調査によりますと、天候不順の影響等により前年を下回っているものの、催し物の開催などにより、衣料品に動きが見られましたことなどから、マイナス幅は縮小しているとのことであります。

続きまして、(2)の乗用車販売台数についてであります。

10月は、昨年同時期に日産の無資格審査の影響があったこと、それから軽自動車販売の好調が続いていることなどから、宮崎県全体でも12.9%のプラスとなっております。

続きまして、9ページをごらんください。

(3)の観光についてであります。

宮崎市内の主要ホテル・旅館宿泊客数は、一番上の表にございますとおり、8月、9月ともに、国内客数、外国人客数のいずれも前年同月比プラスとなっております。

なお、グラフの下に参考として記載しております表は、県内地区別に調査を行ったものであります。

県全体は、いずれの月も前年同月を上回っており、特に9月は県央地区で人気歌手のライブがあったことや、県南地区で学生の合宿があったため、前年に比べて増加いたしております。県西地区は、霧島山の影響により、いずれの月も減少いたしております。

続きまして、(4)の製造業であります。

本県の鉱工業生産指数は、表にありますとおり9月は100.4となっており、電子部品、デバイス工業が上昇したこと等により、8月と比べ4.6ポイント上昇しております。

10ページをお開きください。

(5)の雇用情勢についてであります。

アの有効求人倍率は高水準で推移しておりますが、本県の有効求人倍率は、表にありますとおり、8月は1.49倍、9月は1.50倍となっております。

また、下のほうのイは、ハローワークで捕捉できない雇用情勢を把握するため、県内の民間有料職業紹介事業者等にアンケート調査を行ったものであります。

表の上の欄、求人につきましては、左側半分の7月から9月の実績は、「ふえた、少しふえた」という割合が高い一方、下の欄、求職につきましては、「変わらない」という割合が高い状況でございます。

また、中央から右半分の10月から12月期の予想では、求人は「ふえる、少しふえる」と予想する回答が多くなっており、求職の状況等もあり、企業の人手不足感が続くと思われれます。

続きまして、みやざき産業振興戦略の改定でございますが、常任委員会資料の12ページをお開きください。

この戦略は、宮崎県中小企業振興条例を踏まえた上で、宮崎県総合計画、未来みやざき創造プラン及び宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略における商工業分野の戦略的な取り組みを示します部門別計画となっております。

まず、1のこれまでの取り組みについてですが、6月、本委員会におきまして、戦略の改定について御説明をいたしまして以降、7月から県内の各地域におきまして、関係団体の皆様や

市町村等と企業産業振興について意見交換を行ってきたところであります。

また、10月から、商工団体の会員企業の皆様に対して企業経営に関するアンケートを実施し、11月には有識者や関係団体との意見交換を行ったところであります。

次に、2の課題等の整理でございますが、まず(1)の加速する時代の潮流として、改定に当たりまして考慮すべき社会・経済等の大きな情勢の変化について3つ上げております。

まず、1番目に上げられますのが、人口減少でございます。

御承知のとおり、我が国では本格的な人口減少の局面に入っており、労働人口の減少や市場の縮小などが懸念されているところであり、今後も人口減少が見込まれる中で、本県経済・産業の持続的な活性化に取り組むことが必要となっております。

そうした中で、2つ目の技術革新になりますが、IoT、AIなどの先端技術による技術革新を通じまして、我が国の産業のあり方を変革していくことが期待されており、本県におきましても、これらの技術を導入することにより、企業の生産性向上等を図っていくことが必要であります。

そして、3つ目がグローバル化であります。

グローバル化の進展によりまして、人、物などの移動が活発化する中、拡大する海外の需要を取り込むことが本県経済・産業の活性化を図るために必要となっております。

次に、(2)の統計データや関係団体との意見交換等を踏まえた課題の整理であります。これは、本県経済に関する各種データや、これまでの関係団体等の意見交換会などで出されました意見等を踏まえ、主な課題として整理したもの

であります。

まず、企業、産業、地域の振興として、地域を支える企業の育成、企業の海外展開の促進や外貨を稼ぐ力を高めること、県内調達の促進などが課題と考えております。

また、商店街の役割を発揮する取り組みへの支援のほか、事業承継の円滑化も重要な課題であります。

次に、人財の育成・確保として、県内企業で働くことの魅力を子供のころからしっかりと伝えること、求職者に対して県内企業の情報を届ける仕組みをつくること、そして外国人材の受け入れなどが課題と考えております。

これらの課題を踏まえまして戦略を考えていく上で、3の戦略の視点等を掲げており、本県経済の活性化のため、国内外から外貨を獲得し、これを県内で循環させるという視点、次に、将来にわたりまして地域で経済を支える企業を育てるという視点、そして本県の将来を担う人財を育成・確保する視点、この3つの視点をもちまして、本県での付加価値の高い産業の振興と、安定的かつ良質な雇用の確保を目指すことが重要だと考えております。

次に、右側、13ページをごらんください。

4の施策の方向性として、3つを掲げております。

まず、(1)の地域で経済と良質な雇用を支え続ける企業・産業の育成であります。

外貨を稼ぐ中核企業の育成と、県内経済循環を支え、産業の苗床となる小規模企業の成長・発展を図りますとともに、フードビジネスなど成長産業の成長加速化、将来を見据えたロボット産業など未来産業の創出、商業・観光産業の振興など、企業・産業の育成に取り組んでまいります。

また、関係機関と連携した起業・創業や事業承継の支援、誘致企業の地元定着、海外展開、大学等と連携いたしました技術開発の支援など、中小企業が地域で成長できる環境の整備を推進してまいります。

次に、(2)の宮崎で暮らし宮崎で働く人財の育成・確保であります。

若者等の県内定着のため、小・中・高の各段階から県内企業の魅力をしっかり伝えるとともに、県内外の求職者に対するきめ細やかな就職・転職支援を行ってまいります。

また、女性・高齢者等の潜在的な労働力の掘り起こしや、外国人材の受け入れ支援に取り組んでまいります。

さらに、働きやすい職場づくりを推進いたしますとともに、県立産業技術専門校での職業訓練の充実や、技能者の育成などに取り組んでまいります。

これらの取り組みをしっかりと下支えするため、(3)になりますが、産学金労官が連携したプラットフォーム等による戦略の下支えにごさいますとおり、企業成長促進、産業人材育成、イノベーション競争の3つのプラットフォームと、事業承継ネットワークなどにより、産学金労官が連携して支援に取り組んでまいります。

最後に、5の今後のスケジュールであります。

本日、委員会に骨子案を御報告させていただき、今後、関係団体等との意見交換を行い、新しい戦略の素案を作成いたしまして、来年3月の常任委員会で素案の報告を予定いたしております。その後、パブリックコメントを実施した後、6月定例県議会におきまして、議案として提出させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

商工政策課からは以上でございます。

○木原雇用労働政策課長 14ページをお開きください。自衛隊宮崎地方協力本部との退職自衛官等就職支援協定の締結について説明をさせていただきます。

初めに、1の経緯ではありますが、本県では若者の進学・就職時の県外流出が続いており、県内企業では人材の確保が最重要課題となっております。

このため、県では、県内外での就職説明会の開催や、県外大学とのUIJターン就職支援協定の締結などにより、人材の確保に取り組んでいるところではありますが、今般、さらなる人材の確保に向け、自衛隊宮崎地方協力本部と退職自衛官等就職支援協定を締結し、就労年齢にあります退職自衛官等の県内就職を促進することとしたところでもあります。

なお、自衛隊地方協力本部と自治体とがこのような協定を締結するのは、全国で初めての取り組みであります。

参考の①自衛隊の退職制度ではありますが、若年定年制及び任期制という制度を採用しており、毎年多くの自衛官が50歳代半ば及び20歳代半ばで退職している状況にあります。

②の昨年度における県内で退職された自衛官の就職状況は、若年定年制では約130人が退職し、そのうち県内企業等に就職したのは約70人、また任期制では約70人が退職し、そのうち県内の企業等に就職したのは約10人となっております。

2の協定の締結式ではありますが、先月18日に行い、宮崎地方協力本部からは本部長に御出席をいただいたところでもあります。

最後に、3の協定に基づく主な連携・協力事項についてであります。

県といたしましては、退職される自衛官の方々が1人でも多く県内で再就職していただける

よう取り組んでまいりたいと考えており、まず(1)にありますように、県内企業の情報や県が開催する各種就職イベントのスケジュール等を、宮崎地方協力本部を通して周知することといたしております。

また、(2)では、県が開催する合同企業説明会や就職セミナーにおいて、(3)では、宮崎地方協力本部が開催する合同企業説明会において、それぞれ自衛官からの相談等に対応することといたしております。

雇用労働政策課からの説明は以上であります。

○岩本観光推進課長 それでは、資料の16ページをお開きください。

宮崎県観光振興計画の改定の状況につきまして御報告させていただきます。

まず、1のこれまでの取り組みについてであります。6月の当常任委員会で御報告させていただいて以降、7月から9月にかけて県内各地を回って、市町村の観光担当課や観光協会と意見交換を行ってまいりました。その結果を踏まえて策定しました骨子案を、先月末開催いたしました2回目の観光審議会に提出し、御意見をいただいたところでもあります。

資料の2から4までが、審議会で説明した案の概要であります。

まず、2の課題等の整理でございます。

まず、(1)は、観光業界を取り巻く近年と今後の外的な要因をチャンスとピンチに分けて整理しております。

書いておりますように、チャンスとしましては、ビザの緩和等によるインバウンドの急増や、LCCなど航空路線の増便、世界農業遺産の認定やユネスコエコパークの登録、国文祭・芸文祭の本県での開催、ラグビーワールドカップや東京オリ・パラを初めとするゴールデンスポー

ツイヤーズの到来などが挙げられます。

また、その下のピンチとしましては、ますます進む人口減少や地域間競争の激化などを挙げているところです。

その下の(2)でございますが、統計データや市町村との意見交換等から見えてきました主な課題について整理しております。

記載のとおり、人材育成や恒常的なデータ収集と分析、宿泊に結びつくような体験メニューづくり、二次交通アクセスの改善、国内外への効果的な情報発信やプロモーション、訪日外国人の受け入れ環境の整備、スポーツキャンプの観客の回遊性の向上といった、解決すべき多くの課題が見えてきたところです。

次に、右側の17ページをごらんください。

3の計画の視点でございます。

これまでの観光振興計画では、マーケティングに基づく観光地経営の視点というものが明確には示されておりました。今後は、こうした視点を関係者で共有し、観光客数、そして1人当たりの観光消費額、そして訪問回数をそれぞれ増加させることによりまして、観光消費額の増につなげることを最終目標に、各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

その下、(2)の本県観光の目指す姿であります。上記視点のもと、多くの来訪者でにぎわう観光みやぎき、地域経済を活性化させる観光みやぎき、また来たくなる観光みやぎきの取り組みを進め、最終の目指す姿としまして、これはまだ仮の表現ではありますが、世界から選ばれる「観光みやぎき」を掲げているところです。

次に、4の施策の方向性でございます。

先ほど御説明しました課題を踏まえまして、今後、取り組むべき施策の方向性を5つに項目分けして整理しております。

(1)の基盤づくりから(3)のプロモーションまでは、基本的な施策の方向性を掲げておりまして、(4)の外国人観光客の誘致と(5)のスポーツランドみやぎきの進化につきましては、今後4年間で特に重点的に取り組む施策の柱を掲げたところです。

なお、それぞれの項目ごとの中身につきましては、現時点で考えられるもののうち、主なものを記載しております。

まず、(1)の持続可能な稼ぐ観光の基盤づくりですが、DMOを核としたマーケティングに基づく施策の推進や人材の育成、多様な産業との連携により経済循環を促し、稼ぐ観光地づくりに取り組みます。

(2)のみやぎきの強みを生かした魅力ある観光地づくりでは、滞在時間の延伸や閑散期の魅力創出につながる観光メニューづくり、受け入れ環境の整備や周遊ルートの形成、世界農業遺産やユネスコエコパークなどの世界ブランドを生かした観光地づくりなどに取り組みます。

(3)の戦略的なプロモーションでは、本県の強みとターゲットを明確にするとともに、隣県や交通機関等と連携を図りながら、効果的なプロモーションを行ってまいります。

(4)の外国人観光客の誘致の強化・推進では、東京オリ・パラ等の飛躍的な交流人口増加の好機を捉えて、外国人にとって魅力ある観光コンテンツづくりや受け入れ環境の整備、ターゲットに応じた効果的な情報発信など、プロモーションの強化に取り組んでまいります。

最後に、(5)のスポーツランドみやぎきの進化につきましても、ゴールドenspportsイヤーズを契機に、国内外の代表チームのキャンプや大規模国際大会の誘致に取り組ましまして、スポーツの聖地としてのブランド力をさらに高める

とともに、本県のすぐれた環境を生かし、スポーツ合宿等の全県化、通年化、多種目化と、見るスポーツ、するスポーツによる誘客をさらに進めてまいりたいと考えております。

なお、これらの施策の方向性とそれぞれの内容につきましては、今後さらに庁内関係各課や専門家の意見、また新たなデータの分析結果なども参考にしながら、熟慮を高めてまいりたいと考えております。

最後に、5の今後のスケジュールであります。今後とも当常任委員会に途中経過を随時御報告させていただきながら、最終案を来年6月の定例県議会に提出させていただきたいと考えております。

説明については以上でございます。

**○高山オールみやざき営業課長** オールみやざき営業課からは、みやざきグローバル戦略及びみやざき国際化推進プランの改定について御報告させていただきます。

常任委員会資料の18ページをお開きください。

まず、1のこれまでの取り組みについてありますが、改定については6月の当委員会において御報告させていただきましたけれども、その後、市町村等へのアンケートを実施するとともに、引き続き、市町村、経済界等との意見交換会などの機会を活用し、また10月の国際化懇話会を通じて、現行の戦略やプランについて意見照会や意見交換を行ってまいりました。

次に、2の課題等の整理でございます。

まず、(1)の本県の国際化を取り巻く主な外的要因といたしまして、国内と世界とに分けてお示ししております。

国内要因としましては、人口減少・高齢化社会の到来に伴う労働力不足や国内市場の縮小、国内における外国人材の受け入れ拡大の動き、イ

ンバウンド観光客の急増や、ゴールドンスポーツイヤーズが挙げられます。

また、世界的な要因としましては、グローバル化の進展による人や物等の往来が活発化していることや世界人口が増加していること、さらに新興国を中心とした目覚ましい経済成長による購買力の上昇や海外旅行者の増加、TPP11や日EU・EPA等の経済連携枠組みの形成が挙げられます。

次に、(2)に統計データや関係者との意見交換等から見えてきた主な課題を整理しております。

輸出に関しましては、海外展開に取り組む企業等の育成や付加価値の高い県産品の輸出を伸ばすこと、観光については、二次交通、多言語表示等の整備や、各県等とも連携した海外PRの必要性、このほか外国人材の受け入れに係る国の動きへの対応、外国人や外国の文化等に対する県民の理解、国際交流活動への県民参加などの課題が見えてきたところです。

次に、3の計画の視点等であります。

今回、県の国際化施策を総合的に推進するため、本県の海外との経済交流を図るために策定し、本年度末で終期を迎えますみやざきグローバル戦略と、本県の国際化を推進するために策定したみやざき国際化推進プランを前倒しして見直し、この2つの戦略・プランを統合することとしております。

現下の課題等を踏まえまして、1つ目は、海外市場の成長を一層取り込むという観点から、外貨の獲得、ビジネスチャンスの創出を通じた本県経済・産業の活性化、2つ目は、外国人住民の増加に対応するため、国籍や民族などの異なる人々がお互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係でともに生きていく多文化共生社会

づくりの推進、3つ目は、本県の国際化を進めるための国際交流・国際協力の促進という、これらの3つを柱とし、各種施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、19ページをごらんください。

4の施策の方向性であります。

新たな計画におきましては、まず1つ目の(1)グローバル経済交流の強化において、県産品の輸出等海外への展開促進と、インバウンド等の海外からの誘致など、経済交流をさらに強化・推進するとともに、経済交流を支える航空・海上の交通ネットワークを維持・充実させることとしております。

2つ目のグローバル人材の育成・確保では、一般県民の国際理解の推進や国際化に対応した学校教育の推進などにより、国際化を支える幅広い人材の育成を行うとともに、国際ビジネスのノウハウ習得や企業等における人材育成支援等を通じて、産業分野での人材の育成・確保に取り組むこととしております。

3つ目の多文化共生社会づくりの推進では、外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、ともに暮らしていくため、外国人住民への生活支援や、外国人と共生する地域づくりを推進してまいります。

4つ目の国際交流・国際協力の促進では、海外都市等との交流拡大や、多様な分野・主体による交流等による国際交流の促進、海外技術研修員等の受け入れなどによる国際協力の促進に取り組んでまいります。

なお、これらの4項目につきましては、今後、具体的な施策内容を検討し、新たな計画の柱として作り上げてまいりたいと考えております。

最後に、5の今後のスケジュールであります。当委員会に途中経過を御報告させていただきます。

きながら、最終案を来年の6月定例県議会に提出させていただきたいと考えております。

説明については以上でございます。

○後藤委員長 その他報告事項に関する説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

○中野委員 単純なことを質問します。まず、10ページ、有効求人倍率ですが、1.49、1.50ということで、見方によっては非常に就職する先があるということなんです。逆に言えば、その分だけ採用はできないですね。採用できなかった企業はどうしているんですかね。

○木原雇用労働政策課長 企業さんにお伺いしたところ、企業のほうも採用に当たりましてはやり方が複数というか、ハローワークはもちろんベースにして、ほとんどの企業さんというか、——8割以上の企業さんはまずハローワークを中心に求人を出しております。

ただし、実際にそこで採用可能となるのは3割4割ぐらいじゃないかということで、あとは例えば自分のところにいらっしゃる従業員の方に口コミというか、いい人が誰かいませんかというような感じで、そういうのも結構有力な手段で、ほぼこれで採用しているところもあると。

それから、やはりメインとなるのは高校生、大学生になりますので、そういうことも基軸にしてやっていると聞いております。

○中野委員 そうして採用すれば、あとは求人しないはずなのに、毎回、有効求人倍率の数字が上がっていきませんが、それはどう理解すればいいんですか。

○木原雇用労働政策課長 私どもも、そのところについてはいろいろ聞いてはいるんですけども、企業さんとしては将来のリスクという点も考えながら結構求人は出していると、そう

いうことは聞いております。それ以外のこともあるかもしれませんが、我々の把握している範囲では以上でございます。

○中野委員 結局、いつかは経営が行き詰まると思うんですよね。働く人がいないとどうもなりませんからね。前、新聞に、景気が上向くからということで、運送会社ですけれども、ある程度貨物自動車を購入したと。ところが、求人難で運転する人がいないので、結局廃業せざるを得なかった。購入したトラック等が宝の持ち腐れで、その負債で大変だというのが、ちょっと前ですが、新聞に載っておったんです。

結局、そういうパターンになっていくんじゃないかなと思うんですよね。だから、求人ということは大変重要なことで、こういう数字がある、その裏側はどうかということを経営者それぞれにきちっと聞き取りでも調査して、何かサポートするようなことをしてほしいなと思います。

それで、今、入管法がいろいろ議論されておりますが、13ページの(2)のポツ4に、外国人材について企業や地域が円滑に受け入れられる環境の整備ということで、外国人材を何とか受け入れる整備をしようということですが、私は一般質問で農業に集中して質問したんですけど、商工のほうでどのくらい外国人を雇用しているのか、そして将来の需要見込みというか、それは把握されているんですかね。

○小堀商工政策課長 まず、全体の状況についてでございますが、こちらの記載は、国のほうで今議論が続いておりますところで、国の状況を見ているところでございます。

今、委員からお話のございましたことにつきましては、宮崎労働局の調査では、本県における外国人労働者数が昨年10月末現在で3,490人と

いった数字が出されております。

○中野委員 これは国が管理することだと私は思うんですが、その実態を県もきちんと把握して、どのくらいの外国人材が必要であるとかいうのを把握してほしいなど。特に、農業でも、まだまだ雇用したいという人が多いんですよ。商業関係、工業関係、かなりあると思うんですよ。その辺を、国のそういう資料を見ながら、現実にとどのくらい、どこの企業が雇用しているというのを把握すれば、簡単にできると思うんですよ。

そこで、どのくらいの需要がある、将来見込みはどうなるというようなことを把握していかないと、結局、入管法が成立しても——国会の論議を見ておったら、一極集中を何とか緩和するために、地方で採用したいからと言うけれど、結局また大都会に外国人材も集中していくんじゃないかなという懸念があるんですよ。その辺のことを心して取り組んでほしいなと思います。

それから、12ページのみやざき産業振興戦略改定の流れでも聞いているんですが、外貨を獲得し、企業を支えて、産業人材を育成・確保するという。非常にこのとおりになんですけれども、戦略を改定して、本当に具体的にはどうなっていくんですかね。

○小堀商工政策課長 今、委員からお話のありました事柄につきましては、現行の戦略でも取り組みを行っております。まだ現行戦略の途中段階ではございますが、現時点で、産学官の連携によります成長期待企業への集中支援が行われまして、実際、効果が出てきております。

また、食料品製造業の出荷額の増、それから企業立地によります雇用の創出、そして小規模企業のビジネスプランの作成といった成果が出

てきているところでございます。

今、お話のございましたこれからにつきまして、現行の取り組みをさらに発展させる形で、下のほうにございますが、本県の場合はどうしても県際収支がマイナスでございますとか、労働生産性等の課題がございますので、その改善に向けて、付加価値の高い産業の振興と、安定的かつ良質な雇用の確保を目指してまいりたいと考えております。

○中野委員 それから、14ページの自衛隊との協定についてですが、非常にいい話だと思っております。現実的に、若年定年者がいるし、それから任期制ですから、1期、2期でやめる人もかなりおるわけですよ。それで、若年者の自衛官の募集を毎年一生懸命やっているわけですが。ただ、自衛官を募集するときに、募集する条件にこれが入ることは、私はどうも腑に落ちんとですよ。

おまえ、やめたときにはこっちに来いと、こういう制度があるからということで、結果としてやめる人に対しての対応はこれでいいと思うけれど、自衛官を採用するときに、これが先行せんようにしてほしいと。

せっかく国を守る意気込みの人たちが、入るときからやめることを見越して入ることにならんようにしてほしいと。そういう嫌いが地方本部にあったから、そうならんようにお願いしておきます。そうならんように、決意を。

○木原雇用労働政策課長 中野委員のおっしゃられたことをきちんと肝に銘じて、取り組んでいきたいと思っております。

○中野委員 国防は大変大事なことから、よろしく願いしておきます。

それから、順次質問していきますが、観光振興計画改定のことで、17ページの4の(2)の

最後のほうのポツ2ですが、世界ブランドのみやぎきとは、具体的には何があるんですかね。

○岩本観光推進課長 2の(1)のチャンスのところにも記載しておりますけれども、念頭に置いておりますのは、世界農業遺産、あるいはユネスコエコパーク、これは県内にも2カ所ございます。そういった世界に知られるブランドというものが宮崎にできましたので、そういったものを確認しながら、本県をアピールしていきたいという思いでございます。

○中野委員 世界の人たちがどんどん来るものがあれば、磨きをかけて、それこそどんどん宣伝をしてもらって、来るように。なかなか私は——今、宮崎に来る海外の人というのは東アジアがほとんどですよ、冬になれば韓国からとかいろいろ。どうも東アジアの政治情勢をいろいろ見たときに、何かがあればぼんと減る可能性があるんですよ。

だから、東アジアもどんどん順調にふやしてもらいたいと思いますが。東京の浅草にこの前行ったんですが、アジア人はもちろんですが、世界中からすごく来ていますよね。ああいう感じの観光地ですよ。方々から宮崎に海外の人も来る、それこそ世界ブランドがあれば——浅草が世界ブランドかどうか知りませんが、似たようなものは宮崎県にもあるような気がするんですよ。もっとそういうものに磨きをかけてやってほしいなと思います。

自然ばかりじゃなくて、浅草観音も人がつくったものですからね、自然は何もないわけですから。自然ばかりに頼っては余人は来ないような気がしますがね。やっぱり人は都会に行くんですよ。労働力も都会に行く、人混みを求めて行くのが人間の習性ですから、よろしく。

それから、もう一点、18、19ページのグロー

バル戦略の件ですが、19ページの上の4の(1)のグローバル経済交流の強化ということで、県内企業の海外進出支援、えびのも団地をつくるけれども、今は四苦八苦しているようでありませし、また高原にある工業団地もなかなか埋まりませんが、何でわざわざ県内企業が海外進出するように支援するのですかね。私の勘違いなのか。

私は、同志で1回、インドネシアに行った。広い工業団地ができて、どんどん建って、宮崎からもある企業が進出しておりました。だから、今、えびのが工業団地をつくっているけれど、条件はいいと思うから、ぜひ宮崎県にまた帰ってきて、えびのに来てほしいと言ったら、いや、もう日本には行きませんと言いましたよ。

宮崎から来た人が向こうにおいて、日本はもういいですよと、さっとそういう回答をされました。残念だなと。そういう宮崎県から海外に進出した人や海外への進出企業、また宮崎出身であるそういう幹部の人が宮崎県に帰ってこないと言うわけだから。それをいろいろ支援するというわけですが、行けば帰ってはこんですよ。ここはどういう意味ですか。

**○高山オールみやざき営業課長** 海外展開につきましては、県内で生産されたものを海外に輸出していくのを基本としておりますけれども、企業によっては海外に進出して、現地の市場を積極的に開拓したいというか、とりたい企業ニーズもございますので、そうした企業のニーズがございました場合には、海外の展開促進ということで対応しております。

**○中野委員** これも、やり方を間違うと、さっき言ったようなことになりますよ。県内のあるプロイラー企業が——その前に今川南にプロイラー工場ができつつありますよね。来年の7月

に完成ということでしたが。そこは輸出をするというこのくだりで補助金をもらって、今つくっているわけですよ。そこの輸出国にはベトナムと書いてありました。ベトナムに生産したものを輸出すると書いてありましたよ。

ところが、県内のある別のプロイラー企業は、補助金を一つももらわずにベトナムに進出して、これは逆に日本に輸出するというんですよ。最初に行くとき、数年前に言ったから、やがて日本に輸出することになりませんかとそこへ聞きに行ったら、そういうことにはなりませんと、向こうのプロイラーを支援するんだということで、それから順次しよったら、やっぱりあそこで生産されたものを日本に輸出する。

そのプロイラー会社は県が支援した会社ではなかったと思うけれども、一生懸命企業努力して向こうに進出された。ところが、できたものを日本に輸出するんですよ。今度のは向こうに輸出するというのに、どこかで変なことにならないかなと思っているんですよ。

だから、1回進出すれば、いかにして海外のものを日本に持ってくるかという。人口が減って日本のマーケットが縮小するとどこかに載っておりましたが、まだまだ日本はいいマーケットになっていると思うんですよ。

だから、その辺を輸出する出先をつくるというふうに関心はあったけれど、出先が大きくなれば逆輸入を一生懸命しますから、輸出するためのものが逆に日本に輸入されるというふうになりますから、よくよく慎重にやって——グローバル社会だから、いろいろ取引をして、残りが大きくなればいいですけどね。

**○酒匂観光経済交流局長** 委員の御指摘、御懸念は当然のことだと思います。海外進出支援という表現につきましてはちょっと検討させてい

ただきたいと思いますが、真意は課長が申し上げましたとおり、県内にベースを置きながら、しっかりと海外展開も行っていく企業を支援していくと。

中小企業白書等を見ますと、国内でずっと頑張っている企業よりも、海外展開をやっている企業のほうが国内の企業も一緒に発展しているというような統計数値もあるようでございます。私どもとしては、そういった県内にベースを置きながら、海外展開、国際化にも対応できる企業を育てていくという思いで、施策も展開していきたいと思っておりますし、この表現等もまた考えていきたいと思っております。

○中野委員 表現を変えと言われてましたが、これを棒読みすれば、県内企業の海外進出を支援すると書いてあるんですから、そのようにしか受け取れません。思いもあつたようですが、表現を変えるばかりで中身が変わらないではおかしいですから、本来の狙いはどうかというふうにやって、それを推し進めてください。お願いします。

○坂口委員 今の関連ですけれど、僕も疑問を持って、鶏屋に聞いたんですよ。そうしたら、鶏屋は、日本では手羽先の消費が格段に多いと。1羽から2つしかとれんものだから、胸肉を1枚売っただけで、手羽先2本のそれが合わんから、出す分と入れる分があるんだということで、これは商いの自然の流れの1つかなと思うものですから、そこらはまた中身を見ながら、今の意見を受けて検討してもらおうかなと思うんですけれど。

それから、さっきの自衛官の雇用促進関係、協定関係ですね。平成2年ごろから自衛官の退官者がふえてきたものですから、それまでは数十人だったのが100人ぐらいに、いきなりふえて

きたということで、警察予備隊と自衛隊とのつながりの部分のちょうど入れかわり時期に自衛官になられた人たちの退官時期が来た。そのときにやったんですけど、そのときは宮崎県退職自衛官雇用促進協議会というのをつくったんですね。

最初の理事長に僕になって、その後、選挙に出ることになったから、それを利用するという見方をされてはいかんということで、県内の設計会社の原田さんという人に2代目の理事長になってもらってつないできた。それが今変形して、都城の陸上自衛隊にそういう形のものが民間と対等の間であるはずですよ。だから、この精神は三十数年の歴史を持っているんですね。

平成3年ごろに、僕は本会議でそういう質問をやったんですよ。まず、自衛官は、航空自衛隊が3年、2年、2年、陸上・海上は2年、2年、2年の一般自衛官で、任期付きの自衛官です。これは目的がすごくあって、たくさんの若者の中から一般自衛官になる人を確保して、この人たちが自衛官に適するか適さないかというのを3年、2年の節目で見ながら、引き続き自衛官で頑張ってもらおうのと、むしろ社会貢献していただくということで、その間にあらゆる国家資格なり技術なりを身につけさせて、社会に出していくという2つの考え方で、これは僕は正しいと思うんです。

自衛官として、その人が伸びる可能性があるよとか、適する可能性があるよという人は伸ばして行って、最終的には高卒者でも隊内での幹部候補生として勉強させて、尉官、佐官クラスに持っていくというコースとか、しっかりしたものがあります。

ただ、そのときに僕が本会議で取り上げた問題は、こういう実態が自衛隊にはあるんだと、

若くして入って行って、将来は民間に行ったほうが伸びるよと、それが適するよという判断された人たち、あるいは判断した人たちが民間に行くけれど、御案内のように、自衛隊というのは専門集団ですから、技術でも物すごく狭い範囲での専門家なんですね。

同じ若年でも、1つの電子機器をつくる、その中のこの回路について、俺は絶対負けないというものを身につけていくんです。だから、10人ぐらいが1チームにならないと、テレビ1台もできないと。民間は、知識を身につけて、テレビ1台を1人でつくっていきこうというところで、専門でのそういったいざというときは命をかける、国家をかけるようなところで働く人たちと、コマーシャルベースの人材としていく人は教育基本から違うんですね。

だから、そういう人たちが百数十人出るけれども、何人程度しか宮崎県内で需要がないんです。そういった専門が、うちはそれを生かすところまでの技術は必要としないとか、うちではそれは対応できないということで、都会に出してしまう。それはどういったところに出ていくかという、軍需産業関係とかが当然多いんですね。それとか、電気関係の物すごく高い技術を総合的に組み合わせていくような加工関係の企業とか。

そこで、これはやっぱり県は中に入って、こういった人材の能力を宮崎に生かさなきゃもったいないじゃないかということを質疑して、県にもただしたんですけれど、そのときに県はふるさと人材データバンクを持っていると。だからここにそういう人を登録していただいて、あとは今のような意を受けて、県に貢献していただくようなことに努力していくと言ったけれど、それがいまだ放置されていて、ようやく今なん

です。

だから、これは全国初の試みだという胸を張られるような状況ではないと僕は思うんです。今、ようやく気がつきましたというような低い姿勢から行かないとだめだと。

それはそれでいいんですけど、そういうことですから、県内を今までのように太陽と緑で飯を食っていく国から、あらゆる世界の先端を走って行って、加工業、あるいはそういったものでも飯を食っていく県にしようといったら、そういった軍事関連施設を宮崎に誘致してくるとか、そこでそういった者が働けるようにと。それは何かというと、今回の新田原の米軍受け入れの条件とか、そういったものにフィフティ・フィフティ、ウイン・ウインの関係に持っていこうというものがないと、これは絵に描いた餅で終わりますよ。

面接されたらわかると思うけれど、県庁の技術職の職員のどなたよりも詳しいものを持っています。しかし、それは狭い部分です。極端に言ったら、この人たちはそういったもので1つ間違えると全滅するような宿命。だから、命令に忠実に、極端に言ったら、こういう土地があって、仮にあなたはこの線からこの線まで草を刈りなさいということが出たとするでしょう。

こちらに根っこがあって、こちらに枝が出ているので悩むぐらい。そして上司にいろいろ質問をして、また命令が下ってくるまで、出ている部分からこっちを切るのか、原因になっている根っこから切るのか、それともよそ様の木だから切らないのかという判断も仰ぐという。そういうのが社会になじむ、そして企業として即戦力になるという、この方たちはその期間が必要なんですよ。

だから、そこらを今後どうやっていくかとな

らんと。全国に先駆けてっていくと、何年か先に失敗しましたということになるとだめだからですね。

そして若い人たちの芽を潰しちゃいかんです。当時はそういった自衛官を募集していく民間の人がいっぱいいたんです、隊員不足で。その人たちが若い人を説得する、親がうちの子は自衛隊には向かんとと思うとかなると、いや、お母さん、心配しなくても、自衛隊の中でこうやって、先輩の中にも民間で重宝がられて、いっぱい民間で雇用の場はあるんですよ、だからここで金をもらいながら技術をとらせる、そういった場でもあるんですよということで雇用していつているんです。

そこで落ちこぼれじゃなくて、そういう本当に自分に向いた進路に転換するというのは、否定から入ってもいけないことだと思うんです。だから、もうちょっと広い視野から、じっくり意見交換をしながらやっていかないと、これはなかなか難しいかなと思います。

何かあればコメントをいただきたい、なければ一応要望として。

**○井手商工観光労働部長** 委員のおっしゃることはよくわかりました。地域協力本部長とも、私は直接お話をさせていただきました。坂口委員がおっしゃるとおり、特に若年定年制のほうで退職される方々は、本当に自衛官としてやり遂げた方々なので、そのまますぐ民間に行くのはなかなか難しいところがあると、本部長さんもおっしゃっておりまして、自衛隊としても再就職のための訓練というかトレーニングをした上で出しますと、そこはいろいろ県の側とも話をしましょうというようなお話をさせていただきました。

また、任期制の若年層の退職自衛官の方も、

委員おっしゃるとおり、技術のほうは物すごく細かいところで高度なものを持っておられると。ただ、それがそのまま民間ですぐ転用できるものとはなかなか思えないというのは自衛隊のほうも認識をされておりまして、その方々を広くどうにか雇えるようなところがあるのかどうか、その辺は今後いろいろ詰めてまいりたいと思います。

しかしながら、非常に優秀な方々なので、できるだけ県内に残っていただけるように、またいろいろ自衛隊とも協議しながら進めてまいりたいと考えております。

**○坂口委員** 本当、そうなんです。すごく優秀だし、自分は公に命でもかけたいというぐらいの本当に前向きな、そしてすごい精神を持った人たち。ただ、中に入って向かなかったというので転換を考える人たちですから。だから今言われたように、自衛隊自体もそのことを心配していて、世間になじむかなじまないかと。制服の中にぴちっとはまるような人間に育てていこうということで、3年間、2年間の2満期でやめる人は5年やっているわけだから、その中にはまってしまっているんですね。カジュアルウェアに合わなくなってきている。

だから、どうやってカジュアルに合わせるかという今言われた地本が心配しているのはそこ。退職自衛官は、御存じと思うんですけど、3月末日でなくて、自分の誕生日が任期満了日になるんですね。誕生日で転換する人には、誕生日の3カ月なら3カ月前からその訓練に入りますよ。だから、この部分に県が関与していく、そして民間の受け皿も抱き込む部分かなと思いますので、そこはまたいろいろ今後意見交換をやりながら、ぜひお願いしておきます。

**○星原委員** みやざき産業振興戦略の改定、そ

れから宮崎観光振興計画の改定、そしてみやざきグローバル戦略及びみやざき国際化推進プラン改定で、それぞれ説明いただいたわけなんですけれど、多分日本国内どここの都道府県も同じような取り組みをやっている中身だと思うんですよね。じゃ、宮崎として、これから人口減少が進み、グローバル化が進み、そういう中で人材をどうやって育成していくかということだというふうに思います。

そういう中で、皆様方がこういう計画を立てられるのはそれはそれとしていいことだと思うんですけれど、具体的に今後どう進めていくか。1つの例として外国との云々だとしたら、実は今月、台湾に行って、台湾の新竹県の高校と都城の高校が交流の覚書をし、あるいはこれから台中市の公立学校と福島高校で交流していく、そういう話を進めてきたところなんですけれど。どっちかという台湾のほうが日本を向いて、日本から学ぼうとしているんですが、現実には台湾のほうが今は逆にいろんなことで進んでいるなと僕は感じたんですよね。

ですから、こういう戦略の中に交流、要するに高校生同士の交流の分野を広げていって、交流することで5年先、10年先に宮崎を知っていて宮崎に来る人材もいるかもしれないし、こっちから行って、向こうの刺激を受けた人材が地元に戻ってきて何をすべきかとか、いろんなことにつながっていくんじゃないかなと思います。また今月の12日だったですか、アメリカから県人会の元会長さんがロサンゼルスから帰ってきて会ったんですが、70歳くらい、我々よりちょっと上ですけど、その人もこれからは宮崎も英語教育を一生懸命やって、外国といろんな人間関係をつくるようなことをやっていかないといけないですよという話が出たんですよね。

そういうことを考えたときに、宮崎の高校生たちにどうやって刺激を与えていくかとなると、お互いの学校同士の交流とか、いろんなことに少し金を使って、そして向こうから来る人たちも宮崎のいいところ、いろんなことを学ぶ。今度こっちから外国のそういう——台湾なら台湾でもいいんですけれど、外国とつないでいって刺激を受けて帰ってくるとかということが人材育成につながったり、グローバル社会のこれから進む方向につながっていくんじゃないかなと思うので、教育委員会との連携もこういうところに出てきて、若い人材を発掘していくための方向性を見つけていく。そういう分野にも少し手をつけていかないといけないんじゃないかなと今思っています。そういう考え方をとるべきじゃないかな。これから10年先の宮崎を考えたときには、今の高校生が十七、八歳だとしたら、二十七、八歳になるわけですよ。

そういう人たちが地域に残って、宮崎の産業でも教育でも観光でもスポーツでも、いろんな関係の人たちがいろんなことで生かされる、そういう方向性を決めていくべきじゃないかなと思うんですが、その辺についてはありますか。

**○高山オールみやざき営業課長** 貴重な御意見、ありがとうございます。グローバル人材を今後つくっていくということは、これからのグローバル化の進展とか、外国人材の受け入れとか、そういった観点の中で非常に重要な取り組みだと考えております。

現在、当課といたしましては、少年少女国際交流事業ということで、韓国と香港の小中学生、それから高校生のホームステイ交流をしておりますし、また教育委員会におきましては、スーパーグローバルハイスクールの取り組みとか、あとワールドキャンプといいまして、国際交流

員とか外国語指導助手の方々を招いて、高校生との交流キャンプをやったりとか、そういった取り組みをやっているところでございます。

いずれにいたしましても、これからの社会を担う若い子供たちというか、青少年の育成というのは非常に重要なことだと思っておりますので、教育委員会と連携しながら、さまざまな機会の提供というか、意識の啓発も含めて、いろんな形で取り組んでまいりたいと考えております。

**○星原委員** 今、言われたようなことをやっていることは知っているんですよ。思い切ってもう少し入っていかないと、ほかの都道府県、国内でも、あなたたちが今出しているような程度まで行っている。だから、本当に人材をつくらうとしたら、少しそういうことで大きく捉えていかないと。こういうことをやっています、こういうことをやっています、それはやっているんですよ。我々もやっているんですよ。子供たちの交流にしても何にしても、いろんなことはね。

ただ、全体として、県内の高校なら高校全てをそういう方向性に持っていかうとか、外国のどこかと交流させるようなことで刺激を与える。自分たちの目で、あるいは自分でそこに行って感じるということのはいっぱいあるわけですよ。

ですから、それぐらいの思いで取り組まないとか、ただ、そういうことをやります、ああいうことをやりますというのはいいんですけど、少しはそういうことに向けて考えていく。そういう時代だと捉えないと、言葉はグローバルだとか国際交流だとか言っているけれども、じゃこの人たちにさせるかといったら、小学生でも中学生でも高校生でも大学生でも、そういう若い人たちを10年後とか——さっきも言いまし

たが、そういうことに目を向けてやっていく。そういうことでくると、観光客にもつながっていくんですよ。

我々が、今度1月に、また新潟県に子供たちを連れていくんですけど、今度の子供は45名ですけど、大人が四十何名、要するに家族というか、親も一緒についていく、そういうふうになってくるんですよ。だから、いろんなことをやろうとすれば、そういう呼び水の中に子供たちを引き込んでやっていくことが、親もそういう子供の教育には結構力を入れますから、そういう方向に持っていくことが将来につながるんじゃないかなという思いで今言っていますので、検討していただければと思うんですが。

**○井手商工観光労働部長** 外国人材がふえているという御質問もある中で、10年後、20年後を考えると、今の小中高生に世界の情勢をわかっていただくことも含め、具体的な交流を何らかの取り組みをしていく時期に入っているというのは、私どもも認識をしております。

教育委員会とも、本当に具体的なところまで含めて、踏み込んで協議をしてまいりたいと思います。

**○星原委員** 20億円の基金がありましたよね。ああいうのをそういうのに使うと、おもしろいと言ったらおかしいけれど、いろんな結果が出てくるんじゃないかなと思うので、その辺もあわせて検討していただければと思います。

**○後藤委員長** よろしいですか。それでは、その他報告事項に関する質疑を終了いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○後藤委員長** ないようですので、以上をもちまして商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

---

午前11時22分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

再開を午後1時としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩

---

午後0時58分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○瀬戸長県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくをお願いいたします。

説明の前に御礼を申し上げます。着席をさせていただきます。

今月7日に東京都で開催しました東九州自動車道建設促進中央大会・中央提言におきましては、県議会を代表して蓬原議長に御出席いただきました。

また、今月11日に日之影町で開催しました九州中央自動車道高千穂日之影道路雲海橋交差点から日之影深角インターチェンジ間の開通式には、県議会から蓬原議長を初め、本委員会からは後藤委員長、中野委員、黒木委員に御出席いただきました。この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通を目指し、全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県議会の皆様の御支援、御協力をお

願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきま

す、県土整備部所管の議案等につきまして概要を御説明いたします。

今回、県議会に提出しております資料、平成30年11月定例県議会提出議案及び平成30年11月定例県議会提出報告書のうち、県土整備部関係箇所につきまして、お手元の商工建設常任委員会資料に取りまとめております。

資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

まず、議案といたしましては、職員の給与改定等に係る一般会計補正予算のほか、工事請負契約の締結が4件、公の施設の指定管理者の指定、県道の路線廃止、県道の路線認定が1件ずつございます。

次に、報告事項といたしましては、損害賠償額を定めたことについてほか1件、最後に、その他報告事項でございますが、入札参加資格取消及び等級区分の昇級についてほか1件につきまして御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○弓削管理課長 県土整備部の11月補正予算の概要について御説明いたします。

委員会資料の1ページをごらんください。

県土整備部の予算の総括表であります。

今回の補正ですが、右から3列目の太線で囲んでいるCの列、11月補正額をごらんください。これは、追加提出いたしました人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正予算でありまして、2,840万8,000円の増額をお願いしております。これにより、一般会計と特別会計を合わせた補正後の額は、右隣のD列の一

番下にありますとおり、722億1,957万6,000円となりまして、前年度の11月現計予算額との対比率は、その右にありますとおり101.3%となっております。

2ページをお開きください。

こちらの表は、補正予算の課別の内訳であります。

次に、右手の3ページの表は、人件費の予算措置状況であります。一番下の県土整備部計をごらんください。補正前の人件費の総額は、56億1,286万1,000円で、今回の補正額を含んだ補正後の額は、一番右にありますとおり56億4,126万9,000円となっております。

次に、4ページをお開きください。

一般会計の繰越明許費補正の集計表でございます。太線で囲んでおります11月議会申請分の欄が、今回の申請額でありまして、追加と変更の合計で、5事業、41億1,601万4,000円をお願いしております。

内訳につきましては、右手の5ページに追加分のほうの5事業を記載しているところであります。

6ページをお開きください。

この6ページには、変更分を記載しております。9月議会で承認いただいた13事業のうち7事業について増額をお願いするものであります。これらの繰り越しの主な理由としては、関係機関との調整に日時を要したこと等によるものであります。

次に、7ページをごらんください。

債務負担行為の補正についてであります。表の一番下、合計の欄にありますように、17事業で37億5,806万5,000円をお願いしております。この表では、ゼロ県債の県単事業、またゼロ県債の交付金事業及びその他の通常分の3つの区

分に分けております。

まず、上の2つのゼロ県債につきましては、県単分で13億6,800万円、交付金分で20億7,700万円を限度額としてお願いしております。公共工事の早期発注や施工時期の平準化を図るため、設定をお願いするものであります。

次に、表の一番下の通常分ですが、後ほど担当課長から御説明をいたしますが、県営住宅の指定管理者の指定に係る債務負担行為の設定をお願いするものであります。

また、次の8ページ、9ページにかけまして、ただいま御説明しました債務負担行為補正の内容を議案書の形でお示ししております。

県土整備部の補正予算の概要は以上であります。

○中村道路建設課長 委員会資料の10ページをお開きください。

当課からは、議案第6号、議案第7号の2つの議案、工事請負契約の締結について御説明いたします。

それでは、まず議案第6号として、国道219号岩下工区で施工いたします(仮称)岩下橋上部工工事に係る工事請負契約の締結について御説明いたします。

まず、1の岩下工区の事業概要であります。あわせまして下の位置図をごらんください。図面左の西米良村側から右の西都市側へと国道219号が通っておりますが、当工区は、中ほどにあります一ツ瀬ダムの横を通過する部分の道路改良事業で、延長1,000メートル、車道幅員5.5メートル、全体事業費約40億円の事業であります。

次に、2の橋梁上部工工事の概要であります。

11ページ、3つ図面がございますが、中ほどの橋梁の側面図をごらんください。(仮称)岩下橋、これは橋長84メートルの鋼製メタル製のト

ラス構造の橋であります。ここでトラス構造とは、この図面にありますように、三角形の部材を組み合わせてつくる橋のことをいいます。

それでは、前の10ページにお戻りいただきまして、3の工事請負契約の概要であります。

契約の金額は5億1,624万円で、契約の相手方は清本・日橋特定建設工事共同企業体、工期は平成32年2月26日までであります。

続きまして、12ページをお開きください。

次に、議案第7号として、国道327号尾平工区で施工いたします(仮称)尾平トンネル(2工区)に関する工事請負契約の締結について御説明いたします。

1の事業概要であります。あわせまして下の位置図をごらんください。

図面左の椎葉村側から図面右の諸塚村側へと国道327号が通っておりますが、尾平工区は、椎葉村役場から約5キロほど諸塚村側に戻ったところの道路改良事業で、延長2,000メートル、車道幅員5.5メートル、全体事業費約41億円です。

次に、2の工事概要であります。先ほど同様、今度は右の13ページの一番上の平面図をごらんください。尾平トンネルは全体延長1,751メートルであり、今回の(仮称)尾平トンネル(2工区)は、左の椎葉村側から延長723メートルのトンネルを掘削する工事です。

それから、図面に表示しておらず恐縮ですが、昨年度に、図面右側のトンネル部分を1工区、1,028メートルとして発注してございまして、現在、右の諸塚村側から約250メートルの掘削を終えているところであります。

それでは、前の12ページに戻っていただきまして、3の工事請負契約の概要であります。

契約の金額は16億2,183万492円、契約の相手

方は松本・谷口・松浦特定建設工事共同企業体、工期は平成32年10月31日までであります。

道路建設課は以上であります。

**○廣前道路保全課長** 委員会資料の14ページをお開きください。

議案第8号と次の議案第9号を説明いたします。

いずれも30年発生道路災害関連事業、国道448号藤工区(仮称)藤トンネルの工事請負契約の締結に関する議案でございます。

まず、議案8号についてであります。

1の事業概要、これは全体事業であります。当工区は、国道448号の30年発生道路災害関連事業で、施工位置は串間市市木、延長が1,140.5メートル、幅員は車道部5.5メートルで、全幅7メートル、全体事業費が約32億円でございます。

次に、2の工事概要であります。15ページの参考資料をあわせてごらんください。

藤トンネルは全延長881メートルですが、一日も早い復旧を図るため、串間市側と日南市側とに分割し、両方から掘り進めることとしております。

1工区は、串間市側から掘削を行う工事であり、延長441メートル、車道幅員5.5メートル、全幅8メートルです。

次に、3の工事請負契約の概要です。

契約金額は13億5,802万9,260円、契約の相手方は\*吉岡・富岡・永野特定建設工事共同企業体、工期は平成32年10月31日までです。

続きまして、16ページをごらんください。議案第9号です。

(仮称)藤トンネル(2工区)に関する工事請負契約の締結です。

1の事業概要です。議案第8号と同

※27ページに訂正発言あり

じであります。

次に、2の工事概要であります。こちら17ページの参考資料をあわせてごらんください。

2工区は、日南市側から掘削を行う工事であり、延長440メートル、車道幅員5.5メートル、全幅8メートルであります。

次に、3の工事請負契約の概要であります。

契約金額は14億7,166万2,000円、契約の相手方は旭・大和・五幸特定建設工事共同企業体、工期は1工区と同じで平成32年10月31日までであります。

議案第8号と議案第9号については、以上であります。

続きまして、委員会資料の22ページをお開きください。

議案第18号「県道の路線廃止について」及び議案第19号「県道の路線認定について」であります。

これらは関連する議題でありますので、あわせて御説明いたします。

1の議案提出の理由であります。

街路事業の実施に伴って、県道の認定要件を満たさなくなる路線の廃止をするとともに、再編を行うものであります。

次に、2の路線廃止の内容であります。

廃止路線は、県道西川北京町温泉停車場線で、起点はえびの市大字西川北、終点はえびの市京町で、延長は9,666メートル余りであります。

次に、3の路線認定の内容ですが、路線名が県道矢岳高原京町線で、起点はえびの市大字西川北、終点はえびの市大字向江で、延長は9,450メートル余りであります。

23ページの参考図1をごらんください。

青く着色しておりますのが、廃止となる県道西川北京町温泉停車場線で、赤く着色しており

ますのが、新たに認定します県道矢岳高原京町線であります。

24ページの参考図2をごらんください。

図の上段に現在の状況、下段に街路事業完成後の状況を図示しております。上段の図に示しておりますとおり、現在、県道西川北京町温泉停車場線は、JR京町温泉駅と接続しておりますが、下段の図に示しておりますとおり、街路事業により現在の駅が道路にかかることから、京町温泉駅が図でいうと上のほう、北東側に移転することとなります。新たな駅は、市の観光交流センター及び市道を挟んで県道とつながる形になりますので、駅と県道とは接続されないこととなります。このため、もともとの停車場線という県道の要件がなくなり、県道西川北京町温泉停車場線を廃止するものであります。

23ページの参考図1にお戻りください。

青色で着色しております県道西川北京町温泉停車場線の廃止区間のうち、赤で着色しております起点側のえびの市大字西川北から国道268号を結ぶ区間につきましては、地域の主要な観光地である矢岳高原と地域の主要な幹線道路である国道268号をつなぐ道路であることから、道路法第7条第1項第6号に定める地方開発のために特に必要な道路として新たに県道として認定し、既存県道の有する機能を維持しようとするものであります。

もう一度、24ページの参考図2をごらんください。

今回廃止される、赤色で示しました国道268号から旧京町温泉駅までの区間につきましては、下の図に示しておりますとおり京町小林線に編入されますとともに、茶色で示しております旧京町小林線の区間につきましては、えびの市道に移管されることとなります。

22ページにもう一回戻っていただきまして、今後のスケジュールであります、今議会で議決をいただいた後、路線廃止及び路線認定の公示を行う予定としております。

道路保全課は以上であります。

**○志賀建築住宅課長** 委員会資料の18ページをお開きください。

議案第14号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

これは、日向・延岡土木事務所及び西臼杵支庁管内にあります県営住宅27団地の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものであります。

なお、今回の指定管理者の指定に当たりましては、県と延岡市及び日向市が、共同で指定管理者を募集・選定し、同一の指定管理者が県営住宅と市営住宅を管理することとしております。

1の施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。

2の次期指定管理者候補者につきましては、現指定管理者であります延岡日向宅建協同組合であります。

3の指定期間につきましては、平成31年4月1日からの5年間であります。

次に、4の選定概要であります。

(1)の公募の状況、イの申請者につきましては、延岡日向宅建協同組合1者でありました。

(2)の指定管理候補者の審査方法、アの審査の流れにつきましては、審査区分といたしまして、書類審査、指定管理候補者選定委員会による審査、指定管理候補者選定会議による確認の3つの段階がございます。

まず、書類審査であります、申請のあった書類について審査を実施した結果、申請者は資

格要件を満たしておりました。

次に、指定管理候補者選定委員会でありまして、選定委員会は、外部委員で構成しておりまして、申請者からのプレゼンテーション及び申請者へのヒアリングを行い、審査を実施いたしました。

次に、指定管理候補者選定会議でありまして、選定委員会の審査結果を、建築住宅課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者案が異なっていないかを確認いたしました。その後、表の下の米印にありますとおり、県において指定管理候補者を選定いたしました。

19ページをごらんください。

イの指定管理候補者選定委員会委員につきましては、表にありますとおり、九州保健福祉大学の三宮准教授を委員長とする5名の外部委員としております。

ウの指定管理候補者選定会議委員につきましては、表にありますとおり、県土整備部長を議長とする6名であります。

エの選定基準・審査項目・配点につきましては、表のとおりであります。

なお、選定基準のうち、ア、イ、エの配点を大きくしておりますが、これは公営住宅法等に基づく県営住宅の管理の要領が大変複雑であることや、管理の対象となる住宅が広域かつ多数に及ぶことなどを考慮したことによるものであります。

20ページをお開きください。

(3)の審査結果及び選定理由につきましては、アの指定管理候補者選定委員会における審査結果は、1,500点満点中1,185点。イの指定管理候補者選定会議における確認結果は、100点満点中71点でありました。

この結果、ウの選定理由は、選定委員会及び選定会議において、最低基準点を超えて得点したこと、事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められることとあります。

最後に、5の指定管理候補者からの提案内容であります。

(1)の指定管理料につきましては、指定管理候補者からの提案額は、5年間の合計で3億1,300万円余となっております。

(2)の収支計画につきましては、記載のとおりであります。

(3)の県民サービスの向上等につきましては、県の提示した業務内容より窓口数及び開業日が多く、また、受付時間も長いため、入居者や入居を希望する県民にとって手続等の利便性の向上が見込まれること。

また、単身高齢者の見守り支援業務につきましては、見守り活動の内容を詳細に記録する個人カルテを作成して個別に状況を把握することなどにより、より充実した支援が期待できるものと考えております。

建築住宅課は以上でございます。

**○廣前道路保全課長** 申しわけございません。

1点訂正をさせていただきます。

14ページをお開きください。議案第8号でございます。

ここの3番、工事請負契約の概要のところの(2)契約の相手方、ここを吉原・富岡・永野特定建設工事共同企業体と言うべきところを吉岡と言ってしまいました。訂正をさせていただきます。

**○後藤委員長** 議案に関する説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

**○中野委員** 議案第19号について、お願いをしておきたいと思います。

これは引き続き矢岳高原までの県道ですが、えびのと熊本の県境を結ぶ県道が一つもありません。熊本県側は、この先が矢岳駅なんです。ちょうどえびのとここの境までが——矢岳駅のところまでがえびので、その次が大畑というところですが、大畑までは熊本県側の県道が来ておりますので、大畑から矢岳、この矢岳高原まで県道がないんですよ。これを結ぶ県道にぜひしてほしいというお願いです。

私はもう何回か過去にお願いをしておりますが、この場でもまたお願いしておきたいと思えます。せつかくの県立矢岳高原ですので、県の力でお願いします。

**○廣前道路保全課長** 県道への昇格という問題については、いろいろ条件がありまして、市町村道を上げてほしいという要望も各方面からいただいているところです。これらの県道の国道昇格とか市町村道の県道昇格とか、一体的に今までずっと議論をされてきておったんですが、なかなか地方分権の流れの関係もありまして、前に進んでいないような状況でございます。問題点としては理解はしておりますけれども、今後の課題であろうかというふうに考えております。

**○中野委員** 地方分権が盛んになればなるほどそういうのは議題になるはずだけれどな。お願いしておきます。

**○坂口委員** 参考までに。19ページ、建築住宅課。このエの配点基準の下から2段目、安全管理・危機管理への対応やリスク管理の具体的な対応策というのに対して、具体的にはどんな事例とかどういう想定とかが出てきているんですか。

○志賀建築住宅課長 県営住宅が県下にはたくさんございまして、今回提案しております県北地区にも多数ございます。その中で、多数の方も住んでおりますので、特に使われるユーザーの方の立場に立った点検を日常的にやっていたくことで予期しないような事故が起こらないような対応をしていただくことについて、仕様書でもお願いしておりますけれども、指定管理候補者からもその点については十分対応するといったような提案があったところでございます。

○坂口委員 具体的に、直接県がやっている場合とまた今度は指定管理者にどこまで委託するのかちょっとわからんのですけれど、当然、リスク管理等のために訪問なりあるいは点検なりあると思うんですね。そこで居住者と管理人との間で居住者の不満・不平とか苦情も含めて、いろんなことが出てくると思うんです。そこで例えば、雨が降るたびに雨が漏るとか、部屋の中がかびるとか、具体的に住んでいる人からのそういうものに対応するとすれば、お金がかかったり、この部分までは常識的に我慢できる範囲内に入りますよとか、これは通常の我慢を超える部分で対応が必要ですよとかいう甲と乙との関係があると思うんですね。それは本来、所有者である県と居住者との甲乙関係の中で改善すべき、しかし中をつなぐのは指定管理者と。これ経験を踏まえていると、無駄というところちょっと語弊がありますが、これは自分が対応しないといけない部分だということ、これは早速意見をつけて県側に報告なり上申しないといけない部分だというのが出てくると思うんです。それらは、民間の賃貸関係でも、店子と持ち主との間に結構あるものですから、そういった内容がこれに含まれるのかなと思ったり、そういう処理というのは中に管理人が入ったことで昔と

違ってどう処理されているのかなというのがちょっと気になるものですから。

○志賀建築住宅課長 県営住宅の管理につきましては、県が直営でやっていた時代も含めまして、もう随分長い経験がございます。指定管理に移行しましてからも10年以上たちまして、指定管理者もかなり経験を積んできております。その中で例えば換気扇が壊れたとか、あるいはガス釜が突然着火できなくなったとか、日常的にそういったさまざまなトラブルが寄せられます。それらにつきましては、過去の事例を踏まえまして、入居者の方と県のどちらが負担すべきものなのかについて、入居されるときに「入居者のしおり」という冊子をお配りしております。その中で事例ごとにこれはどちらの負担になりますよといったようなことを御説明をした上で御了解をいただいております。

ただ、その中でさまざまな事例がございます。中には判断がつきにくいものもございます。そういったものにつきましては、個別に協議をいただきまして、双方納得した上で処理をするといったような対応をしておるところでございます。

○坂口委員 それで納得できていればいいんですけど、もう細か過ぎてちょっと恐縮なんです。例えば雨が降ったりすると部屋の中にカビが生えるとか、それから雨の縞ができると。これは、施工上の防水自体に問題があった場合と管理上問題があった場合と、仕様で想定していたものを超すような部分である場合、その責任がどこにあるかということ、現象は同じでも責任との因果関係というのは難しいと思うんですよ。そういったのをどういう具合に処理されているのかなと。なれがあるだけに、いやこれはこうですよとそこで押し切ると違っている場

合が出てくる。これはなれの悪い点ですよ。なれているだけに、いやこれはこういうことだからこう思いますよということで、さっきのように納得できる部分と、これはなれのいい部分だと思うんですけど。そういうのがこの賃貸契約で特に住宅とかになるとちょっと気になるものですから、そこらは知見とまではいわなくても、何らかのものが積み上げられているものじゃないかなと思ったから。そういうのをどこでどう処理されるかというのが必要な部分があるんじゃないかと思うんですよ。それをちょっと知りたかった。

**○志賀建築住宅課長** 本当に貴重な御指摘だと考えております。例えば今御指摘にありました住戸内のカビにつきましては、カビが発生する要因というのはさまざまございまして、一般的に言われる結露、これは特に建物の北側の押し入れの中等で空気の流通が余りないようなところで湿気が高いようなときに発生をしたりするケースがあります。それと別の要因として考えられますのが、これは入居者の方の生活のスタイルにもよるかと思っておりますけれども、石油ストーブにやかんをかけて、それをかけっぱなしにするのが私は好きだといったことをおっしゃられる方がおりまして、それをやっけてしましますと住戸内の湿度が非常に上がりまして、特に冬場には北側じゃなくても結露が発生することもございます。ですから、そういったカビが発生するといったような苦情が寄せられた場合には現地に参りまして状況を調べて、あるいは石油ストーブをたきっぱなしにしていませんかといったような個人の住まい方についてもお尋ねをしまして、どちらが負担するのが妥当かということを協議した上で処理をさせていただいております。

**○後藤委員長** よろしいですか。

それでは、議案に関する質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項に関する説明を求めます。

**○廣前道路保全課長** 委員会資料の25ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

今回の報告は、人身及び物損の事故が1件、そして物損事故が2件であります。

それぞれの事故の内容について御説明申し上げます。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

1番目の側溝ぶた不全事故につきましては、自転車で走行中に歩道上に設置されていた側溝ぶたが浮き上がっていた箇所に乗りに上げて転倒し、頭部打撲等のけがを負うとともに、自転車のハンドル及び反射板を損傷したものであります。

本件は、運転者に前方不注視の過失がありますので、5割の過失相殺を行っております。

2番目の支障木接触事故につきましては、道路のり面から路肩部分に伸び出していた樹木の枝に接触し、車の左側面部などを損傷したものであります。

本件は、運転者に運転操作不適の過失がありますので、6割の過失相殺を行っております。

3番目の落石事故につきましては、道路のり面から落ちてきた石により、車両のタイヤ及びフロントバンパーなどを損傷したものであります。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問う

ことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額は、2万1,600円から35万1,400円となっておりまして、全て道路賠償責任保険から支払います。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

道路保全課は以上であります。

**○志賀建築住宅課長** 委員会資料の26ページをお開きください。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

表に記載しております相手方につきましては、家賃を長期間滞納したまま、県営住宅を退去しましたことから、退去後も再三にわたり家賃の支払いを求めてまいりましたが、呼びかけに応じないなど、誠意ある対応が見られませんでした。

このため、滞納額の全額を支払うよう、民事訴訟法の手続である支払督促の申し立てを行いましたところ、相手方が異議申し立てを行いました。

支払い督促に対する異議申し立てがあった場合、同法の規定により、訴えの提起があったものとみなされますことから、訴訟に移行したものでございます。

なお、表の右端の専決年月日に専決処分を行っております。

建築住宅課は以上でございます。

**○後藤委員長** 報告事項に関する説明が終了いたしました。質疑はありませんか。

**○中野委員** 26ページのこの訴えの提起、何も賛成とか反対とかそういうことではないんです

が、その異議申し立てはいつされたんですか。

**○志賀建築住宅課長** 支払い督促の申し立てにつきましては、裁判所の書記官に申し立てを行いまして、書記官から御本人宛てに送付を行いますけれども、送付した書面が相手方に届いた後、裁判所の側に異議申し立てがあったというふうに聞いております。

**○中野委員** 相手が異議申し立てをしたから訴えを提起したということですよ。相手はいつ異議申し立てをしたんですかって聞いたんですけど。

**○志賀建築住宅課長** これは申し立てを7月11日に行っておりまして、相手方になかなか到達できませんで、最終的に到達したのが8月30日でございます。その後裁判所から異議申し立てがありましたという通知が参りましたのが9月14日でございます。

**○中野委員** たまたま前回の議会が10月12日まででしたよね。これは報告ですよ。だから議会の会期との関係でこれがどうかと思ったもんだからですよ。

**○志賀建築住宅課長** この異議申し立てがあった後に内部で起案をしまして、それが決裁になった日をもって専決になります。その日付が26ページに書いておりますように10月15日であったということでございます。

**○中野委員** 何も専決処分に文句はないんですけれども、余りにも専決処分した日と閉会日が近寄ってますからね。それで議案として本会議中に追加してできなかったもんだろうかなと思ったもんですから。

**○志賀建築住宅課長** 申しわけございません。裁判所から通知が届きました後、内容を検討して起案をいたしまして、それが決裁になった日が10月15日ございまして、9月議会の閉会日、

終わった後であったということでございます。

○中野委員 なるべく専決処分はしないように、ちゃんと議案として整えて、してもらいたいのと思うんですよね。間に合わない可能性があるから、専決処分に異議を申し立てるものではないと思いますが、安易な専決処分はというふうに思いました。

ついでに、その前のページのこの側溝ぶたが浮き上がっていた件は、過失が5対5でしたけれど、この自転車の方はたまたま——いつ浮き上がったんですかね。

○廣前道路保全課長 これは、歩道の中に側溝があるタイプの形になっていまして、コンクリートのふたがずっと並んでおりました。パトロールは一定の頻度でやるんですけれども、上がった理由についてはわからないんです。ひょっとしたら地元の方が何かをとろうとして持ち上げられてうまくはめられなかったとか、原因はいろいろあるかと思いますが、そこについてはちょっとわかりません。結果的に、側溝のコンクリートのふたがきちんとはまらず半分かかって持ち上がっていた状況になっておりました。そこに自転車が走ってきて、そして転倒してけがをした案件であります。パトロールとかいろんなことを一生懸命やっておるんですけれども、なかなか全てを完全な状況にできないということもありまして、これも一つの反省材料かなとは思っております。

○中野委員 国道を中心に、県道の巡回、パトロールを土木事務所はされていますからね。ずっと放置されておったのであればと思ったんですよ。急激かつ偶発的なものだったら間に合いませんからね。ところがさっき過失が5対5と言われたから、以前からそういう状態で障害物があったから過失もとられたんだと思うんです

よ。それで質問しました。何も回答は要りません。

次は6割の過失と言われたけれど、6割の過失というときにはどっちに6割あると我々は受け取ればいいんですか。

○廣前道路保全課長 相手側に過失が6割あるということで、全体が例えば100払うときには60%が相手の持ち分で、我々が40%支払うということでございます。

○中野委員 相手を指しているときに使うわけですね。どっちが6割なのかなと思ったものだから、県なのか相手なのかと。それで聞きました。

○阪本県土整備部次長(総括) 先ほど中野委員から御指摘のありました、県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停についてでございますが、これはいとまがなく専決したのではなくて、これは専決事項に指定をさせていただいておまして、全て専決となっておりますのでございます。

○中野委員 この案件は全て専決をするということ。

○阪本県土整備部次長(総括) そうです。

○中野委員 事前に我々がそれを認めているわけね。認めた記憶はないな。

○坂口委員 法的な根拠のあるもの、その損害を出さないということが前提での当然やるべき行為ということでの専決です。

○中野委員 裁判ですからね。ぱっぱとせんといかんからな。余りにも近かったからと思ってですよ。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○後藤委員長 それでは、以上で報告事項に関する質疑を終了いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○弓削管理課長 委員会資料28ページをお開きください。

入札参加資格取り消し及び等級区分の昇給についてであります。

まず、1の入札参加資格取り消しについてであります。

(1)の対象業者は株式会社大建で、(2)の取り消し日は平成30年11月15日、(3)の取り消し理由は、ことしの2月28日に大建の経営事項審査申請に虚偽の疑い、完成工事高の水増しがあるとメールで管理課に通報があった25件の工事について調査した結果、全ての工事において、他業種区分から完成工事高の振りかえによる不正計上があり、虚偽の申請が認められたためであります。

右側の29ページをごらんください。

メールで通報のあった25件の工事についての調査結果一覧を、26年から29年までの経営事項審査ごとにまとめております。

大建に対しましては、一番下の4の平成29年経営事項審査分の⑤石風呂自治公民館駐車場舗装工事に係る虚偽申請により、9月10日付で営業停止処分と入札参加資格停止処分を行ったところでありますが、ごらんいただいておりますとおり、今回、複数年にわたる虚偽申請の事実が明らかになったことから、取り消し処分としたところであります。

28ページの中ほどの等級区分の昇級のほうにお戻りいただきたいと思っております。

(1)の対象業者及び昇級の内容につきましては、表に記載のとおり、土木一式工事において、都城市の株式会社木場組がAランクから特Aランクに、舗装工事において、延岡市の株式

会社富高工務店とえびの市の築建設株式会社がBランクからAランクに、それぞれ昇級するものであります。

なお、今回の昇級に伴う新しい格付は現名簿の有効期限である平成32年3月末までとなります。

(2)の昇級日は取り消し日と同じ平成30年11月15日、(3)の昇級理由は、今回の大建の取り消しに伴い、大建が保有する格付業種のうち土木一式工事及び舗装工事について、3社を上位等級に繰り上げることとするものであります。

次に30ページをごらんください。

立入検査マニュアル案の概要についてであります。

このマニュアルにつきましては、建設業法に基づく立入検査における反省点を踏まえながら、現在作成中のごさいますして、今回、案の段階ではありますが、概要について御報告をさせていただきます。

まず、Iの検査概要につきましては、立入検査を行うに当たっての原則等に関することとしております。

1の検査原則の(1)速やかな立入検査の実施につきましては、情報提供者に内容について確認後、原則として事前通告を行わず、速やかに立入検査を実施したいと考えております。

次に、(2)の技術的な視点での検査につきましては、施工現場の確認を十分に行うため、施工業種に精通した技術職員を検査に同行させることといたします。

また、(3)の関係者への十分な調査につきましては、関係者による説明をうのみにすることなく、資材納入業者や発注者等から関係書類の収集などを行うということでございます。

また(5)の検査結果の通知につきましては、

検査終了後、情報提供者に速やかにかつ丁寧に検査結果を説明したいと考えております。

右側の2の情報管理につきましては、(1)の守秘義務として、情報提供者の保護に努めるとともに、調査中の内容や個人情報などについて情報の漏えいがないよう情報管理を徹底することや、(2)情報提供者への報告、(3)の情報の引き継ぎなどとしております。

次に、下の枠のⅡの実地検査につきましては、書類や聞き取りの調査に関する全般的な共通事項ということで定めております。

右側の31ページをごらんください。

左上の2の虚偽申請に関する法令違反につきましては、(1)から(3)の完成工事高、技術者、建設機械の水増しについて、(4)の新分野進出に関する事項について定めておまして、このうち(1)の完成工事高の水増しにつきましては、請負額等について、通帳等で入金確認をすることや、現地調査において、施工内容、面積等から一般的な請負額を試算すること、また、資材業者への調査や現場周辺での聞き取り調査を実施したいと考えております。

また、下のほうの3の元請業者と下請業者の関係に関することや、右上の4の工事の施工現場の関係、5のその他の法令違反につきましても、工事内容や入出金額の確認など、それぞれ調査項目を定めまして詳細に調査を実施したいと考えております。

なお、このマニュアルにつきましては、作成後も、より厳正な検査ができるよう随時見直しを行っていきたいと考えているところであります。

説明は以上でございます。

**○石井河川課長** 県管理河川の洪水浸水想定区域の見直しについて、御説明いたします。

委員会資料の32ページをお開きください。

近年、九州北部豪雨や西日本豪雨のように、想定を超える大規模な河川氾濫などが全国的に多発しており、また、今後、地球温暖化に伴う気候変動により、大雨や短時間豪雨の発生頻度が増加することなどが予測されていることから、平成27年5月に水防法が改正され、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域を指定することとされたところであります。

このため、本県では、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定しております。洪水予報河川と水位情報周知河川の35河川において、平成28年度から洪水浸水想定区域の見直しに着手しており、見直しが完了した河川から順次、指定・公表することとしております。

洪水浸水想定区域の見直しについて、フロー図で御説明いたします。

資料の33ページをごらんください。

上段に現在の指定状況を記載しております。

これまで、河川整備の基本となる降雨を対象とした洪水での浸水想定区域、いわゆる計画規模の洪水浸水想定区域を、平成18年度から平成23年度までに、35河川全てで指定・公表しております。

この計画規模は、河川の規模や想定される氾濫区域内の人口、資産状況などを考慮し、おおむね30年から100年に1回の確率で発生する降雨の規模で、河川ごとに設定されております。

また、公表の内容につきましては、浸水の範囲、深さであります。

しかし、気候変動に伴い、時間雨量100ミリを超えるような降雨は、この30年間で約1.7倍に増加しており、毎年のように計画規模を上回る大規模な河川氾濫が発生しております。

このような激化する水災害の背景を受け、33ページ中ほどの今回の見直しについてですが、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水での浸水想定区域、いわゆる想定最大規模の洪水浸水想定区域を指定するものでございます。

この規模は、おおむね1,000年に1回の確率で発生する規模でありまして、公表内容につきましては、これまでの浸水の範囲、深さに加えまして、継続時間、それから家屋倒壊等氾濫想定区域であります。

公表後は、関係する市町村が、想定最大規模の浸水想定区域をもとに、洪水ハザードマップを作成することとなっております。ハザードマップを住民に広く周知することで水害による人的被害の軽減が図られるものと考えております。

下の図面をごらんください。

具体的に、延岡市を流れます五ヶ瀬川水系の祝子川を例に説明いたします。

左側の図は、計画規模の洪水浸水想定区域図でございます。おおむね50年に1回発生する降雨による浸水でございます。

右側の図は、想定最大規模の洪水浸水想定区域でございます。おおむね1,000年に1回発生する降雨による浸水でございます。

少し見にくくて申しわけございませんが、斜線で表示しています区域が、それぞれの規模での浸水想定区域であります。

右の想定最大規模の浸水面積は、左の計画規模の浸水面積の約1.5倍となっております。

また、浸水の深さは、例えば浸水の深さ5メートル以上の面積が、左の計画規模で0.01平方キロメートル、右の想定最大規模では1.23平方キロメートルと大幅にふえております。

資料の32ページに戻っていただき、中ほどの

2の洪水浸水想定区域の見直し状況をごらんください。

今回、(1)にありますように、御説明いたしました五ヶ瀬川水系祝子川を初め、8水系、16河川につきまして、12月に指定する予定でございます。

最後に、(2)の今後の予定でございます。

平成31年度までに大淀川水系大谷川を初めとします、残る19河川を見直し、35河川全てにおいて、洪水浸水想定区域の指定・公表を完了する予定としております。

今後とも、水害からの逃げおくれゼロを目指し、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策に取り組んでいくこととしております。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○中野委員 今回のこれですが、残りの19河川の中には川内川も含まれておりますか。

○石井河川課長 川内川は、直轄——国のほうで管理をしております。既に国のほうは平成28年度に浸水想定最大規模の区域図を公表しておりますので、済んでおります。

○中野委員 結局、1000年に1回の確率で発生するのにこれを指定して、今から水害による人的被害の軽減を図るとか書いてあったけれど、それに備えるんですか。1000年に1回発生することに。

○石井河川課長 確かに1000年に一度の雨による浸水でございます。目的は、先ほどちょっと御説明申し上げましたけれど、その浸水想定図を使って、市町村が洪水ハザードマップをつくるようになっております。その洪水ハザードマップには避難経路とか避難所、そういったいろいろな避難をするために必要な情報が記載される

ことになっております。つまりハードでこの想定最大規模のものに対して対応するのではなく、そういった避難を促すといえますか、避難をしていただくための洪水ハザードマップを作成するために浸水想定区域図を公表していくという目的でございます。

○中野委員 何か1000年に1回というのはぴんときませんが、1000年に1回とは、ものすごい災害があるということですかね。

○石井河川課長 そうですね。あの数字だけで見ると、先ほど祝子川で50年に1回のもものと1000年に1回のもものということで、浸水想定エリアを比較しておりましたけれども、実際のその雨がどのくらい違うかと申しますと、計画規模、50年に1回のもものは大体約、1日当たり360ミリ程度の雨です。それに比較しまして1000年に一度というものは、1日雨量で約890ミリということで、比率で申しますと2.5倍で、大体どの河川を見ましても、平均で申しますと2倍から3倍ぐらいの雨の差といえますか、要するに50と1,000の比率ではなくてそういった規模のものでございます。

○中野委員 1000年に1回に備える必要があるかなという気がしてなるんですが、例えば宮崎県内で1000年に1回のもものが10年間に何回発生する地域があるんですかね。

○石井河川課長 確かに1000年に1回のもものは当然発生頻度が低いんですけれども、例えば平成17年度の台風14号のときかなり雨が降りましたが、あのとき一番降った神門あたりで、たしか2日から2日半で約1,200ミリ弱ぐらいだったかと思えます。先ほど申しましたこの祝子川でも890ミリ、これは1日雨量ですので、なかなかその規模のもものが降るといえるのはよほどひどいときかなと考えております。ただ、毎年

のようかなりの浸水被害が起きているので、そういったもので心構えをして常に避難準備を考えておくということで想定しております。

○中野委員 災害には気持ちも含めて備えないといかんと思うけれど、南海トラフ地震だって30年以内の発生確率が7割だとか高いからいろいろ対策をするのよな。1000年といや、日本があるかないかもわからないようなずっと将来ですからね。地殻変動があって大変なことになっていると思うんですよ。それをこの現代に生きる我々がどのくらい備えないとならないのかという、気持ちの問題も含めて、どうもぴんときませんがね。国の指導でしようけれども、そうしないと政策ができんとでしようかね。責任逃れになつとですかね。何も事業はしないんでしよう。

○石井河川課長 ことしの7月豪雨、西日本豪雨で、余り表には出ていませんけれど、実は一番降ったのが高知県で、あれも1日半か2日だったと思いますけれど、1,800ミリを越す雨が降っております。かなりそういうこれまで経験したことのないような雨も降っておりますので、それに近いようなもので想定はされているということで考えております。それに対してどんどんお金を使ってハード整備をしていくということではなくて、避難の一助となるということで考えております。

○中野委員 平成18年だったと思うんですが、川内川流域が大洪水になりました。あのときもえびのは3日間か4日間で1,900ミリ以上降ったんじゃないですかね。それを今度は1日ででしょう。降る量ですからね。発生せんよ。あんまりこう言うといかんですな。

○星原委員 入札参加資格の等級区分昇級、土木一式1社、舗装2社ということで、この企業

に対して、県は、もう7カ月が過ぎているわけですが、何らかの謝罪とかそういったものは済まされているんですか、どうなんですか。

**○弓削管理課長** こちらが11月15日付で取り消し処分をして同時に昇級ということでございました。これにつきましては、私のほうで直接3社の社長様のほうに電話をさせていただきまして、こういうことで影響があったとお話をさせていただき、今回こういう措置をさせていただくことで、御迷惑をおかけした部分もごさすし、そういうことを私のほうから本当に気持ちを込めてお電話をさせていただいて、本来ならば直接伺ってお話をさせていただくところでございますが、県議会等もありましたし、またこの処分等もやりましたので、きょうのところは電話でさせていただきますというようなことでさせていただきました。

**○星原委員** 業者の人たちの話を聞くと前半を過ぎるととれる仕事もうとれない、来年の3月までそんなにとれるかどうかわからん。要するに1年間もう棒に振ったような形になるみたいな話を聞きますと、やっぱり丁寧な謝罪をしておいてほしいなと思います。

それと、この取り消しの理由の中で、全ての工事が完成工事高の振りかえですが、今回の調査と3月の調査ではどういう違いで。今回は全て認める形になったわけですし、前回3月は全然問題なしと判断したわけですよ。調査の仕方が違ったんですか。まるっきり違う形の答えになってきているわけなんですけど、前回の調査と今回の調査の違いをちょっと説明していただきたい。

**○弓削管理課長** これにつきましては、まず最初に処分しました石風呂自治公民館につきましては、星原委員からいただいた情報もござい

まして、いわゆる土地の登記等を確認して、明らかに虚偽だったということで確認をしたところでございます。それについて社長のほうにその情報を持って伺ったときに、社長からかなりの部分は虚偽であるというようなお話も伺いました。そういうことを前提に私どもとしては書類をさまざま確認させていただいて、星原委員からもいただきましたが、もったきちんと、いわゆるさまざまな視点で調べるようにというようなことで行いましたところ、全てが虚偽であったということでございます。

**○星原委員** 今の説明、全然私には理解できない。今回のは言われたから見つかったような話ですが、もともとは2月28日の通報で、3月の時点で3回も行かれていますよね。そしてこの結論の中でもそれぞれ請負金額、あるいは注文票を全て調査したとなっているわけですよ。だから一般質問の中でも言いましたが、その時点で実際見抜くだけの材料が、いっぱいあったと思うんですよ、方法はね。だからそういうことをやっていなかったんだということをあなたたちが認めないから私もこうやって聞くわけで、本来は自分たちの調査の不手際というか、調査方法が、先ほどマニュアルも出たけれど、もうちゃんとホットラインの中にそういう調査する検査員の資格から何から全部うたっているわけですから、そういう決まり事とおりに調査をしなかったと。現場にも3回も行ったとなっているわけですが、現場を見れば、面積を見ればそれだけの広さがあるかどうかというのは、1割、2割の違いだったら見た目では多分わからないと思うんですけど、今回の場合なんか現場に行っていれば平米を見れば、10倍ぐらいいは違うような形なんですよ。だから何でかなというのが疑問なんですよ。その調査

の内容もだけれど、何でそういうふうを持っていかれているのかという基本的なところがおかしいと。だから言ったように、やっぱり調査というのは、そのマニュアルを今回つくって説明もされましたけれど、ああいうマニュアルができていても、そのとおりに皆さん方が仕事をしなければ、幾らつくっていてもだめなんですよ。今回、新たにこういう形でしなくても、ホットラインでそれだけのことは十分できたと思うんですよね。だからやる人たちが本当に問題を真剣に捉えて、今回の場合なんかでも建設業法違反、要するに法律違反に当たるかもしれないということになって、先ほどの昇級されなかった人たちは非常に迷惑になっているわけですよ、現実ですね。だからそのことをやっぱり重く受けとめて、宮崎県も過去にこういうことで知事がやめたりいろんなことにもなってきたわけですから。あるいは去年なんかは国のほうでも、森友とか加計学園の問題とか書類のいろんな問題が話題になって、あれだけ1年以上も引っ張って流れてくる中でことしの3月なんですよね。だから出たときに、これはどういうふうにすれば正しいか正しくないか、通報者か申請者かどっちかが間違っているわけですから、そのことを見つけるだけですからね。3月の時点じゃ通報者が、逆に言えばうそをついていた答えになるわけですよ、結果としてね。だけどそのことを相手にちゃんと、私から見れば、皆さん方がせっかくそういう情報をいただいたけれど、あなたたちと県の調査で違うから、これはもうちゃんと引き取らないと相手から名誉棄損でも何でもやられたら大変なことになりますよと。本来はそこまで指導するのが私は県の役割だと。それが通常、県、要するに管理課の人たちが、業界の人たちのいろんな研修会に行って、説明し

たりいろんなことをやっている指導的な立場にある人が、指導をする人たちがそのことを守っていない。ちゃんとホットラインということがあるのにやらなかった。だからきょうでも、本来は自分たちがそういうのがあるのを受けとめて、それでこういうことをしなかったから問題が起きたんだと、県民にも業界にも迷惑をかけたんだという話が最初に出てくればこっちもそんなにしつこく言わないんだけど。そういう自分たちの要するにミスだったのかどうかというのは全然わからんままに説明するから、何なのって言いたくなるわけですよ。やっぱり非があった点はちゃんと、こういうことをすればよかった、あるいはこうしておけばよかったとか、こうすべきだったとか、こういう迷惑をかけたところには迷惑かけたんだとか、まずそういったものをちゃんと説明して、今後はこういうふうにやっていくんだと、そういうことでないと、マニュアル作りしましたとか言ったってね、と私は思うんですよ。それが人のやるべき道じゃないかなと。だからそういうことをやってから説明するなり、あるいは今後の方向性決めるなりやってもらわないと、何となく自分たちは一生懸命やったんだけど、結果としてだまされたという、今回の場合はそういう話ではない。だました大建も一番悪いけれど、見抜かなかった県も悪いということをやっぴりちゃんと認めて、県の責任のところは責任としてちゃんとやっておいてからでないと、私は誰も納得しないと思うんですよ。どうですか。

**○弓削管理課長** 私どものほうが3月に検査に行きまして、その中で十分に検査ができなかったという点については、きょうマニュアルなりの概要を御説明いたしましたけれども、やはり自分たちでいろいろ整理してみると、本当にい

ろんなことを十分にやれていない。まさにいろんな事前の審査だとか何だとか、それについて十分に検討できていないような部分が非常にあったというところでございます。そういう点を本当に反省して、我々がマニュアルがなくても普通にきちんとやれることであるべきだったと思っておりますが、今となってはということではございます。本当に検査に当たってそういうことがきちんとできなかった、足りていなかったところは、今ひしひしと感じているというようなことでございます。

**○星原委員** 結局、大建も取り消し処分になる、その会社に社員が何十人かいる、家族がいる、全体的なことを考えれば、あの時点でそういうことをぴしっとやっておけばそこまでならなかったわけですよ。3月の時点でちゃんとしておけば、大建にもこうですがねって、ちゃんと我々裏づけとっているんですよと、現場を見てきたんですよと、そんな面積ないですよと、ぴしっとそういうことを言うなり、あるいは石風呂公民館でいえば運送会社に行って聞けば。あなたたちは何かそういうことがばれるといけなみたいなのが部長の答弁の中であつたけれども、そういうことを言う必要もなく、石風呂公民館から駐車場を幾らで借りていますかと、月払いですか、年払いですかって聞けば、運送会社の人もうみんな、いやあれはうちのですよとただ言うだけの話なんですよ。だからやるべきことを全然やっていないわけですよ。言ったようにあと平米単価幾らか、そういうのだった、普通あれだけの個人のうちで、700万もかけて駐車場の舗装工事をやる人がいますか。私が聞いている単価2,000円で割ったときは3反5畝ですよ。3,500平米の駐車場を個人が持つはずないんですよ。8月4日に書類もらった夜にそれ

を見ただけで、素人の私でも、おかしいねというのはもうすぐ気づくわけですよ。それを県の業界を指導する管理課の人たちが、誰も知らない、誰も気づかないというのはおかしいと私は思っているわけですよ。私はそういう人たちが管理課にいると思っていないんで、多分、気づいていてそういうことをそのままにしたと。でないと相手にも教えるはずなんですよ。通報者に教えれば通報者はこうですよと言ってくる。だからそれがわかっているから教えなかったと、私は思います。あと弁護士まで入れて、この7月に、その時点でまた再度と言われてもしていなかったというのは、多分、私は皆さん方気づいているから教えなかった。気づいていない、本当にそのとおりで思っていたんなら、3月20日のこの結論表を弁護士にでも通報者にでも教えれば済むことじゃないですか。だから私はそのことがばれるから逆にこれを出さなかったんだと思うんですよ。結論のことを通報者に、遅くとも7月にでも弁護士に教えれば、すぐ相手方はそれに反応してくるわけですよ。だから、これはもう私から見ると意図的だとか思えないんですよ。だから本来は、もうここまで来たらそういうものもちゃんとどうだったということを皆さん方がわかった上で、今後どうやっていくのかということを決めないと、本当のスタートにならないと。いつまでこれを引っ張るんですか。

**○弓削管理課長** 3月のときの管理課の職員に聞き取りなりをしたところではございまして、そういうところではいろんな状況、検査の結果については問題なかったというようなことを聞き取りの中で言っているところではございますが、そういうことで進んできた、いわゆる結論に乗ってきたというところではございますので。

7月に弁護士から連絡をいただいたところでございますけれども、それにつきましては、3月に問題ないという結論だったので内容的にも同じかなというようなことで、おくれて本当に申しわけないんですが、そういうところで対応していたということでございます。いずれにしても3月にきちんとできなかったというところについては、本当に申しわけないというようなところでございます。

**○星原委員** 3月と同じ答えだったから弁護士に教えなくて、誰にも答え出していないんですよ、皆さん方は。第三者に教えただけで、ほかの人には誰にも教えていないんですよ、3月の答えが出たと言ったって。だから3月20日の答えが知りたいからわざわざ弁護士に金出してから頼んでいるんですよ、実際はね。もう今回のでも、こうやって取り消しました、格上げしましたと、そういうことだけで今やっているわけで、自分たちの非、要するに何が間違っていたのか、どういうところに落ち度があったのか、そういう部分をちゃんと把握しないで相手方だけ、大建を処分しました。今度一方は、落ちていたり上がるはずのところを上げました。さも見た感じでは、処分もし、そういう迷惑かけたところを上げたという話になるわけですがけれども、今回の問題はそれだけじゃ済みませんよと、私が言っているのはそういうことなんです。原因が全然出てこないじゃないですか。何でこういうことになってしまったのか、全然見えてこないから。そうでなければ、もうちょっと真摯に、やっぱり相手にも丁寧だね。議会中かもしれんけれども、本当に腹があるんなら、土曜でも日曜日も夜でも手分けしてでも、謝罪する気があるんならそれもできるでしょう。やっぱり県が業者の人たちを上から見ている、

そういうものを感じるんですよ。地元で私に業者の人たちはいろいろ言うてくる。だけれど皆さん方には何も言い切らんわけですよ、話聞いているとね。やっぱり個人の会社でいろいろ言うてにらまれるといかんとか、後々のことを考えるととかって話を聞かされるから、私はそういうことがあっちゃいかんと。やっぱり仕事をしてもらう側とさせてもらう側と両方が同じフィフティー・フィフティーの関係で、同じ県民なんですから。立場の人が逆にお願いして、災害でも起きたときはそういう業界にまず、口蹄疫のときでも何でもそうですが、業界の皆さん方にお世話にならんといかんわけですよ。だからそういう人たちがそうやって来ていればそれに丁寧な答えをいったり、丁寧にしてやるのが皆さん方の仕事なんですよ。自分たちが仕事をやらしているという感じですからそういうふうになるわけで、こういうときこそやっぱり業界と県の執行部とがちゃんときちっと連携をとる。私から見たら、本当は建設業協会とか舗装協会の人たちも皆さん方に、これはしっかりしてもらわないといかんということを、言いたいはずだけど言えないじゃないですか、言ってこないじゃないですか。だけれど私には言うてきているんですよ。だからそういうことにならんように、今後やっぱりきちっとその辺のところを反省してもらってやってもらわないと、いざ何か自分たちが困ったときにも、また助けてもらえるかどうかというのも出てくるわけですよ。だから持ちつ持たれつのお互いに関係でやっぱりその辺は今後やっていってもらわんと。もうあとはそれぐらいに、いろいろ言いたいことはいっぱいありますよ。今ここをチェックしても、このまほろばだって8,000万ぐらいの工事になっているんですよ。今どきああいう遊園地みたいなど

ころがそんなに、ここ三、四年で錢かけていじりますか。もう本当に全て見ただけでわかるんですよ。それを見抜けなかったというのは、もう完全に皆さん方のミスなんですよ。何か裏にあったかどうかはわかりません。けどそのことは自分たちが今回調査したからじゃなくて、やっぱりそのときの調査に何かの原因があったということちゃんと。皆さん方が知っているかどうかわかりません。けどそこをちゃんと把握してからスタートしてもらわんと、相手を処分したとか上げたとかで解決したという問題じゃないですよということを重く受けとめてもらわんといかん。そういうことを言いたくて今言っているわけです。部長、何かあれば。

**○瀬戸長 県土整備部長** 今回の不正に関する情報提供を受けまして、県のほうで調査に入ったんですけども、議会でも答弁しましたように、調査が不十分であったということで、県議会の皆様、情報提供者の方、また建設業者の皆さんに大変申しわけなく御迷惑をかけたと思っております。今回、立入検査マニュアルということでマニュアルはつくりましたけれども、9月議会で私申し上げましたとおり、通報者への迅速な対応と報告、それとその情報の確認ということが一番大切であったのではないかなと考えております。このあたりをしっかりと今後受けとめながら、二度とこういうことがないようにしっかりとやっていきたいと思っております。どうも申しわけありませんでした。

**○有岡委員** 2点ほどお尋ねいたしますが、大建に対する聞き取り調査をやられたということですので、要するに25件の工事を虚偽申請して実績を水増ししたのはなぜかということはどう答えられたでしょうか。

**○弓削管理課長** それにつきましては、舗装が

一番水増しをしてメインになっているわけなんですけれども、都城においてはやはり舗装工事が多いのかなというところで、受注の拡大を目指してそういう虚偽をされたと聞いております。

**○有岡委員** もう1点お尋ねいたしますが、この2億6,000万余りの実績を上げることによって、我々は舗装がAになったというふうに理解をしているんですが、以前の説明では、そういった虚偽をしなくても、当然特AとかAに上がるんだという説明をされたんですね。そのこの mismatch はどんなふうに理解しているのか、まだいまだにわからないんですが、そこらを再度整理していただければありがたいと思います。

**○弓削管理課長** いわゆるこの虚偽の内容、民間工事の内容でございますけれども、それにつきまして、除外した場合にはランクがどうかという議論でございました。それで私のほうで、それを除外したとしてもそのランクに土木一式であれば特Aで舗装ならAということになるのではないかなということでお話をしたところですが、前回の委員会の中で全部の調査——今全ての調査をやっているわけですけども、全ての調査を終えた段階でないというところははっきりしないのではないかなというようにお話もいただいているところでございます。したがって、それにつきましては、そういう前提としてほかの条件が一緒であればというようなこと、ほかの部分に技術者であるとか、格付の点数を出すにはいろんな点数の基礎があるわけですけども、その辺の全部を調べてからというようなことでございます。

**○有岡委員** 私の感想を申し上げますが、業者の立場から見ると、そういった実績をたくさん出さないとAとか特Aに上がれないんだという

認識があって、そういうアドバイスなりいた  
だいて、もう少しこう実績を上げるべきだとい  
うことで上げたんじゃないかと、理解していま  
して、そういった意味ではその背景をもう少し  
しっかり整理していただきたいなと思ってい  
ます。感想です。

○星原委員 最後にもう誰もいないんで私  
が。

要するに今回の件は、この大建からだまされ  
たと思われているんですか。

○弓削管理課長 これにつきましては、申請は  
ございましたが、私どものほうできちんと審  
査をできなかったという点がございませ  
う。そういうところであれば、それについ  
ては私どももきちんとすべきであったとい  
うところでございますので、いわゆる虚偽  
の申請はあったのですが、県としても不  
十分であったというところございませ  
う。きちんと3月の時点でそういう虚偽  
に対しては審査をして、基準があるわけ  
ですから、その基準に基づいて処分が  
できたのではなかったかというふう  
に思っているところです。

○星原委員 どっちにしても、今回の  
のは虚偽であった。相手も認めている。  
金額、要するに県の仕事、都城市の  
仕事、結局ストップもかけられない。  
普通だったら、問題が起きた時点で  
ストップして、要するに契約違反とい  
うか、そういう形になるわけですね。  
だけれど、工事の場合はそういうこと  
にならないということ。

だけれど今度、そうなってくると県の  
税金とか市の税金を使った工事で、  
結局、企業は利益が出てくるわけ  
です。そうすると、やっぱりこれは  
完全に詐欺行為だと——警察に聞い  
ても詐欺事件でもいいですよと、言  
葉はどっちでもいいですよと言われ  
たけれども。詐欺行為と言ったほう  
がよかろうと思って私も言ってい  
るんですけど、詐欺行為にはなる  
わけですね。

○弓削管理課長 詐欺に当たるかどう  
かということについては、ちょっと  
判断しかねるところでございます。

○星原委員 詐欺に当たるかどう  
かというのは、誰が判断するん  
ですか。

○弓削管理課長 見解としては、い  
わゆる詐欺罪といいますか、先  
ほど警察とおっしゃいました  
けれども、警察の判断かなと思  
っているところでございます。

○星原委員 要するに、県として  
はだまされたわけでしょう。だ  
まされていなきゃ、こういう問  
題は起きていなかったんです。  
3月の時点で見抜いていれば、  
こういう問題は起きていない。

だけれど、皆さん方が見抜か  
なかつたおかげで相手は仕事  
をとっている。あそこが3月  
の時点でそういうことにな  
っていなきゃ、ほかの業者  
の人たちがそれだけの仕事  
をとっているわけです。大建  
はできないわけですから、  
3月の時点で虚偽申請をし  
ていたということになれば、  
仕事はとっていないわけ  
です。

ということは、だまして、  
オレオレ詐欺でもないけれど、  
自分の息子を名乗ったり、  
何したりしてだましてと  
る、全部詐欺罪です。今回  
もやっぱり中身は同じこと  
です。県をだましたわけ  
ですから。だまして仕事  
をとって利益が出ている  
わけです。

そうなってくると、私は  
やっぱり質問で言った  
ように、けじめをつける  
にはだまされた県がだ  
ました業者をちゃんと  
告発して、けじめをつ  
けない限りは、県民も  
業界も納得しないと思  
うんです。だまされた  
ままでいいんですか。

○弓削管理課長 それにつ  
きましては、いわゆる  
監督処分をしたところ  
ではございますけれど  
も、これについては、  
委員からいろんな御  
意見をいただいている  
のを、また承知してい  
るこ

ろでございます。

告発につきましては、議会の答弁等でもございましたけれども、処分をしているということと、今、調査しているということ、もう一つは、仮に刑事罰ということになれば、5年間そういう業ができないというようなこともございまして、慎重に検討していきたいというふうに考えております。

○星原委員 私は、大建を詐欺罪に本当は問いたくもないし、したくもない。先ほど言ったように、社員が何十人もいて、家族がいて、そういうことに本当はしてはいかんかったわけです。いけなかったところがあるのにしてしまった。だからそこにあるんです。

やっぱり、こういう問題は本当に真剣に——1件、2件だったら、誰もそんな言わないと思うんです。あるいは、金額なり面積なり、1割か2割だったら多少はみんなそれぐらいのことは許容範囲ですよ。

だけれど、あの時点で件数が25件も上がってきていたんですよ。金額も2億6,000万からの金額なんですよ。それだけのものを通報として上げるほうは身の危険、相手から仕返しを受けるかもしれない、何をされるかわからん。そこまでして通報しているんですよ。彼らが私に言うところでは、友達で、小さいときから知っていたり、いろいろする仲間もいるわけです。そういう人を訴える気持ちに、あなたたちがなっていれば、ここで問題をとめないといけないことになっていくということを知らないといけないわけなんです、実際はね。

大建、だましたほうはもちろん悪いけれど、通報する人たちも自分のライバルであっても、競争相手であって、そうやって仕事をとってきていても、やっぱり小さいときから知っている

人を、そういうことに追い込んでいかないといけない。だけれど、今回の場合、余りにもひど過ぎるから、ちゃんとしっかり調査してほしいと、そういう思いだったんです。

だから、今回結局は仕事をとって、今言う詐欺罪になるんじゃないとか、私文書偽造に当たるんじゃないとか、いろんな問題を逆に犯させていっているんです。皆さん方がしっかりしていなかったから、罪をつくったんです。そのときは、それで相手もよくて、仕事もとってよかったなと思っていたかもしれんけれど、こういうことになってしまうと、結果としては、そういうことになるんです。

だから、こっちとしても一方の声と一方の声を聞いて、間に入って、この1カ月間非常に悩みながらいろいろやってきたけれども、このところ、県の皆さん方の不祥事とか、いろんな事務の不適正処理とかも多くなってきている流れの中で、この問題だと私は思っているから、やっぱりこういうことをしてしまうこと自体が宮崎県の恥です。

だから、そういうことが起こらないために、言いにくいことでも言っておく人がおらんといかんという思いです。私も、皆さん方がいろいろやってきているわけだから、そこまで言いたくはないけれども、やっぱりどこかでびしっとやっとかないと。また同じことを二度と云々と言うけれど、やっぱりやってきているわけです。そういうことがないために、戒めもひっくるめてやらなくちゃいけない。

もう一点は、やっぱり第三者には話しながら、ほかには全然話さなかった責任というものをちゃんと認識してもらっていないと、おかしいですよ、業者だけを処分したり、上げました下げましたとか、そういう問題じゃない。これは

ちゃんと今後、そういう点も気をつけて仕事をしていただきたいなというふうに思います。

○瀬戸長県土整備部長 議会でもありましたけれども、有益な不正に関する情報を提供いただいて、その対応として、私どもの調査が不十分であったということが一番の原因かなと思っております。

第三者への通報とかありましたけれども、そのあたりも情報管理を徹底しながら、そういうことが一切ないように今後しっかりとやっていきたいと考えておりますので、またよろしくお願いいたします。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

○坂口委員 これは直接議案じゃないけれど、議案関連で10ページの橋梁工事の契約です。参考までになんですが、トラス構造の契約ということになってますけれども、橋梁はかなり種類が多くて、例えば、同じ構成でも、アーチがあつたり、つり橋があつたり、斜張があつたり、そういうのはラーメンでも構成できるのかな、ありますよね。

すると、今、実績を持つての総合評価での入札参加じゃないですか。そういったときに県内業者でそれだけの多様な工法に実績を持つ橋梁会社があるのかな。言いかえますと、単独受注になっていって、競争性がそこからなくなっていったり、あるいは県外業者に頼らざるを得なかったり。

今後、補修なんかも含めて、かなり出てきます。すると、僕ら素人から見るとコンクリートの橋だとか、これは鉄の橋だとか、どっちともわからんぐらいの区分しかないんですけど、発注の仕方を見ると、解体も含めてかなり細分化されているんです。

ある意味、理屈的には当然だなと思うんです

けれど、そこらをやっぱり今後県内でもある程度のグループがそこに参加できるような、技術移転を橋梁の分野でも急がんといかんのじゃないかなと。まして、国土強靱化なんかで今後やっていくとなれば、そういうような話も早速出ていましたけれど、そこらはどうなんですか、今後の考え方というのは。

○大坪技術企画課長 今、御指摘いただきましたメタル鋼橋関係の入札に関する話なんですけれども、新設の考え方がまず一つあると思います。新しくつくる場合。これは委員おっしゃいますように、形式とか構造とかによって相当ばらつきがありますので、それに応じて入札もしっかりとやっていかないといけないんですけど、やはりある程度の難易度を持った工事は、どうしても県外の手先の業者に頼らざるを得ないところがあります。

ただ、今、県内の入札方式でいきますと、どうしても県内有利になるような入札方式になっておりまして、ある程度、競争性を高める必要もあるのかなと。そういうことをやりながらも、技術移転が図れるような応募法を考えていくというのがまず一つの考え方としてあろうかと思えます。

ただ、ある程度難易度の低いものについては、県外の業者、県内業者、いろんなことで参加できるように価格競争のみの条件つき一般競争入札も、一つ考え方としてあるということ、何件か近年試してはいるところですけども、なかなか競争性が上がらない状況でございます。

あと一方、補修、修繕のほうにつきましても、やはり程度に相当差があると思っております、現在は県内、県外が参加できるような形で入札をしているのが実情でございますが、県内の建設業関係の団体等と意見交換しますと、やはり

補修関係は、今後、県内業者への技術移転を図ってほしいという要望も伺ったところでございますので、程度の問題はありますけれども、その中で、県内業者に技術移転が図れるようなものであれば、少し入札参加資格等の検討もしながら、そういうことができるような方向で入札が行われるように検討していきたいと、今、考えているところでございます。

○坂口委員 僕は余りわからんまま聞いているんですけど、このトラス構造なんて最近珍しいなと思うのもあって、JR関係で鉄橋ではよく見るんです。

そこで、これらの専門性を問われるとなかなか県内にはないかなというのと、仮に、トラスがほかに残っているものなら、逆に言えば古い橋梁かなと思って。そこへの新たな技術をどう評価しながら県内へ入れるかという、一つの方法としては、総合評価シートに、橋長によるものと、地元での点数ですよね。これも幾つか点数を持たせて、県外も入り込みやすいけれど、県内も入りやすいというような、技術はしっかり守りながら移転していくようなのを、やっぱり一つは考えないといけないのかなと。

失礼な話だけれど、僕はこれが究極だという、最後の評価方法というのは、総合評価にはないと思うんです。ぐるぐる回りながら、状況を見ながら対症療法でいくしかないと思うんです。だから、そこらも柔軟性を持たせて、評価のあり方とか、参入のあり方、あるいはWTOなんかも今後出てきそうですけれども、そのときは地元で、点数を5点や10点で勝てるかなという問題とか、それで勝てるというのはちょっと問題ですけれども、みんながそこに神経を向けれるようなことになるかなというようなことで、そこらやっぱり今後のひとつ検討の時期に来てい

るのかなという気がしますものですから、よろしく願います。これは答弁はいいです。

○後藤委員長 よろしいですか。

以上で、その他報告事項に関する質疑を終了いたします。

その他で何かありませんか。

○有岡委員 先ほど常任委員会の中で、県の総合運動公園の津波避難施設整備計画案をいただきまして、議会でも申し上げました。

昨日、知事と議長に対して要望書が4万通以上集まりました。要望書の中で、この津波の関係も出ていましたので、ぜひしっかり検討していただきたいと思っておりますし、私が申し上げたのが、専門家、例えば、土木工学、津波工学、また国の専門機関、そういったところにまず早い段階から相談をして、安全性の担保をしっかりとやっていただかないと、少なくともきのうの競技団体のほうからは、いろいろ誘導の問題等を指摘されていまして。

そういった意味では、できるだけ早い段階で専門家にまず聞いて、安全の説明を我々にしていただかないと、議場で申し上げたように、今のままでは認められないんだという話をしておりますが、いかがなんでしょうか。そういった専門家にまず見てもらう、相談するということは難しいんでしょうか。

○森美しい宮崎づくり推進室長 木花の総合運動公園の津波避難施設でございますけれども、現在、詳細設計を行っているところでございます。基本的な部分を、今、整理しております。当然早い段階で学識経験者等の有識者の見解を伺って、十分に参考にしながら安全な構造に仕上げていきたいと考えております。

○有岡委員 計画をつくることは結構ですが、当事者たちが不安がっていることもぜひ理解い

ただいて、そこをクリアしない限りは、先ほどの絵に描いた餅と一緒に、機能しないということですので、そこはやっぱりしっかりやっておかないと、行政が先に先に行ってしまうという話題にきのうなりましたので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○森美しい宮崎づくり推進室長 専門家の意見をしっかりと聞いて進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○後藤委員長 よろしいですか。

それでは、以上をもちまして県土整備部を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩

---

午後2時54分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

ここで皆様にお伺いいたします。本日の審査内容を踏まえ、御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 次に、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日行いたいと思います。

開会時刻は午後1時10分としたいのですがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 何もないようですので、以上で、本日の委員会を終了いたします。

午後2時54分散会

平成30年11月29日(木曜日)

---

午後1時11分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	後藤	哲朗
副委員	長	新見	昌安
委員		坂口	博美
委員		星原	透
委員		中野	一則
委員		黒木	正一
委員		満行	潤一
委員		有岡	浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

政策調査課主幹	花畑	修一
議事課主査	本田	雄毅

---

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして賛否も含め、御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、これより議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、第5号から第9号、第13号、第14号、第18号、第19号及び第22号につきましては、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時12分休憩

---

午後1時29分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査につきましては、継続調査といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時29分休憩

---

午後1時30分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、1月24日の閉会中の委員会につきましては、執行部の説明を求めるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

平成30年11月29日(木)

○後藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他で、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時30分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 後 藤 哲 朗